

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>東京都特定開発区域等脱炭素化指針</b></p> <p><b>第1 目的</b> この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第17条の3第1項の規定により、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者、特定開発区域等における脱炭素化の推進に関わるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るために行う、<u>特定開発区域等脱炭素化方針の作成、地域エネルギー供給計画書の作成、地域冷暖房区域の指定その他の脱炭素化の推進に関する事項</u>について定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>東京都エネルギー有効利用指針</b></p> <p><b>第1 目的</b> この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第17条の3第1項の規定により、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者、特定開発区域等における<u>エネルギーの有効利用にかかわる</u>その他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るために行う、<u>エネルギー有効利用計画書の作成、地域エネルギー供給計画書の作成、地域冷暖房区域の指定その他のエネルギーの有効利用に関する事項</u>について定めることを目的とする。</p>
<p><b>第2 用語の定義</b> この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p><b>第2 用語の定義</b> この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p><b>第3 特定開発事業における脱炭素化の推進</b></p> <p><b>1 脱炭素化の推進に向けた目標値の設定等</b></p> <p><b>(1) 建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能についての目標値の設定等</b></p> <p><u>ア 規模</u> 規則第8条の3第1項第1号の規定による、建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能（以下「省エネルギー性能」という。）の目標値（以下「省エネルギー性能目標値」という。）の設定の対象となる建築物の規模は、建築物の新築又は改築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、それぞれ1万㎡であることとする。</p> <p><u>イ 用途</u> 規則第8条の3第1項第1号の規定による、省エネルギー性能目標値の設定の対象となる建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物を除く。）の用途は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(ア) 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</u></p> <p><u>(イ) 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「事務所等」という。）</u></p> <p><u>(ウ) ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「ホテル等」という。）</u></p> <p><u>(エ) 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「病院等」という。）</u></p> <p><u>(オ) 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「百貨店等」という。）</u></p> <p><u>(カ) 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「学校等」という。）</u></p> <p><u>(キ) 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「飲食店等」という。）</u></p>	<p><b>第3 特定開発事業におけるエネルギーの有効利用</b></p> <p><b>1 省エネルギー性能目標値の設定等</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(ク) 集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ばちこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「集会所等」という。）</p> <p>(ケ) 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）</p> <p>ウ 設定区分</p> <p>規則第8条の3第1項第1号の規定による、省エネルギー性能目標値の設定は、当該建築物において、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、次に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(ア) 当該建築物のうち、イ（ア）に規定する用途に供する部分（当該用途に供する部分の延べ面積が2千㎡以上であるものに限る。） 当該用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減</p> <p>(イ) 当該建築物のうち、イ（イ）から（ク）までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積2千㎡以上である場合に限る。） 当該各用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減</p> <p>(ウ) 当該建築物のうち、イ（イ）から（ケ）までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が2千㎡以上である場合に限る。） 設備システムのエネルギー使用の合理化</p> <p>エ 目標値の設定方法</p> <p>条例第8条の3第1項第1号の規定による、省エネルギー性能目標値の設定方法は、<b>別表第1</b>のとおりとする。</p> <p>オ 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法</p> <p>(1) アからエまでで設定した省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、<b>別表第2</b>に基づき、あらかじめ特別大規模特定建築物のエネルギー使用量を予測するとともに、工事完了後、当該エネルギーの使用量の状況を把握することとする。</p> <p><b>(2) 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定等</b></p> <p>ア 再生可能エネルギーの定義</p> <p>規則第8条の3第1項第2号の規定による、目標値の設定の対象となる再生可能エネルギーは、条例第2条第4号の3に定めるものとする。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの利用方法</p> <p>規則第8条の3第1項第2号の規定による、目標値の設定の対象となる再生可能エネルギーの利用方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 再生可能エネルギー設備を特定開発区域内に設置し、当該設備から得られた電気又は熱を当該区域内で消費するもの</p> <p>(イ) 再生可能エネルギー設備を特定開発区域外に設置し、当該設備から得られた電気又は熱を特定開発区域内で消費するもの</p> <p>(ウ) 再生可能エネルギーの電気又は熱を小売事業者を介して、特定開発区域内に供給するもの</p> <p>(エ) 特定開発事業の用に供する再生可能エネルギー由来の環境価値</p>	<p>(1) 省エネルギー性能目標値の設定方法</p> <p>条例第17条の4の規定による、エネルギーの使用の合理化に関する性能（以下「省エネルギー性能」という。）の目標値（以下「省エネルギー性能目標値」という。）の設定方法は、<b>別表第1</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法</p> <p>(1) で設定した省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、<b>別表第2</b>に基づき、あらかじめ特別大規模特定建築物のエネルギー使用量を予測するとともに、工事完了後、当該エネルギーの使用量の状況を把握することとする。さらに、当該把握したエネルギー使用状況の結果に応じて、設備機器の運転及び制御方法の調整を行うこととする。</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正案	現行
<p>ウ 目標値の達成時期の設定 規則第8条の3第1項第2号の規定による、目標値の達成時期は2050年度を念頭とする任意の年度を設定するものとする。</p> <p>エ 目標値の設定方法 条例第8条の3第1項第2号の規定による、再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定方法は、次のとおりとする。 (ア) 利用の割合は、電気及び熱のエネルギー別で設定する。 (イ) 特定開発区域内のエネルギー消費量に対し、イの利用方法により得た再生可能エネルギー利用量にて利用の割合を算定して設定する。</p>	
<p><b>2 脱炭素化の推進に向けた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組の検討</b> 条例第17条の4第1項の規定による、脱炭素化の推進に向けた検討として規則第8条の3第2項及び第3項に定める設備等の導入及びエネルギー利用等に関する取組についての検討方法は、次のとおりとする。</p> <p><b>(1) エネルギーの効率的な利用に関する取組の検討</b> 規則第8の3第3項第1号の規定による、エネルギーの効率的な利用に関する取組は、<b>別表第3</b>の左欄に掲げる取組区分に応じ、当該右欄に掲げる設備等の導入について検討を行うこと。</p> <p><b>(2) エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組の検討</b> 規則第8の3第3項第2号の規定による、エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組についての検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 脱炭素エネルギー（電気）を利用するための設備の導入 <b>別表第4</b>の右欄に掲げる脱炭素エネルギー（電気）の種類について、特定開発区域等における導入について検討を行うこと。</p> <p>イ 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入 (ア) 基本条件の検討 <b>別表第4</b>の右欄に掲げる脱炭素エネルギー（熱）の種類について、<b>別表第5</b>の左欄に掲げる範囲の区分ごとに存在を把握した上で、次に掲げる基本的な要件に該当するか否かを確認する検討を行うこと。 a 十分な脱炭素エネルギー（熱）の量の存在が推定されるものとして、<b>別表第6</b>の左欄に掲げる脱炭素エネルギー（熱）の区分に応じ、当該右欄に定める条件を満たすものがあること。 b 脱炭素エネルギー（熱）を利用するために必要となる導管の敷設ルート上において、河川、鉄道、地下構造物（地下式構造の鉄道、地下道、地下駐車場等）、地下埋設物（上下水道及び都市ガス配管の幹線等）等の地域的な制約条件がないこと。 c 河川水又は海水にあっては、取水設備及び放水設備の設置可能箇所、取水管及び放水管の経路等 (イ) 詳細検討 (ア) に掲げる基本的な要件に該当するときは、脱炭素エネルギー（熱）が生じる事業活動を行う事業者等に協力を求めること等により、次に掲げる事項について把握するとともに、脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入について検討すること。 a 脱炭素エネルギー（熱）の利用可能量 b 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入の可能性として、当該設備改修予定の有無、当該設</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>2 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討</b> 条例第17条の5の規定による、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーとして規則第8条の4に定めるエネルギー（以下「利用可能エネルギー」という。）を利用するための設備の導入についての検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 太陽光以外の利用可能エネルギーを利用するための設備の導入 ア 基本条件の検討 規則第8条の4の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定める利用可能エネルギーの存在を把握した上で、次に掲げる基本的な要件に該当するか否かを確認する検討を行うこと。 (ア) 十分な利用可能エネルギーの量の存在が推定されるものとして、<b>別表第3</b>の左欄に掲げる利用可能エネルギーの区分に応じ、当該右欄に定める条件を満たすものがあること。 (イ) 利用可能エネルギーを利用するために必要となる導管の敷設ルート上において、河川、鉄道、地下構造物（地下式構造の鉄道、地下道、地下駐車場等）、地下埋設物（上下水道及び都市ガス配管の幹線等）等の地域的な制約条件がないこと。 (ウ) 河川水又は海水にあっては、取水設備及び放水設備の設置可能箇所、取水管及び放水管の経路等 イ 詳細検討 アに掲げる基本的な要件に該当するときは、利用可能エネルギーが生じる事業活動を行う事業者等に協力を求めること等により、次に掲げる事項について把握するとともに、<b>利用可能エネルギー</b>を利用するための設備の導入について検討すること。 (ア) 利用可能エネルギーの利用可能量 (イ) 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の可能性として、当該設備改修予定の有無、当該設備改</p>

改正案	現行
<p>備改修と特定開発事業における工事工程との整合性等 (削る)</p> <p>ウ ア及びイ以外による脱炭素エネルギーの利用 脱炭素エネルギーの利用について、ア及びイによる設備の導入を最大限に行った上で、次に掲げる取組について検討すること。 (ア) 特定開発区域等の範囲外に脱炭素エネルギー（電気）発電設備を設置し、当該発電設備から得られた電気を特定開発区域内で消費する取組 (イ) 脱炭素エネルギーを小売事業者を介して、特定開発区域内に供給する取組 (ウ) 特定開発事業の用に供する脱炭素エネルギー由来の環境価値を調達する取組</p>	<p>修と特定開発事業における工事工程との整合性等 (2) 太陽光を利用するための設備の導入 日照時間が十分確保できる太陽光を利用する設備の設置箇所があるか否かを確認する検討を行うこと。 (新設)</p>
<p><b>(3) 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギー供給に関する取組の検討</b></p> <p>ア 地域冷暖房の導入検討 規則第8の3第3項第3号の規定による、地域冷暖房の導入の検討方法は、次のとおりとする。 (ア) 特定開発事業において新築等を行う建築物の用途等の特性、熱需要の予測、地域冷暖房の周辺への拡張性等の基本条件について調査を行うこと。 なお、熱需要の予測については、熱需要に関する公表されている文献データ及び実態を踏まえ適切な原単位を用いて行うものとし、当該原単位については、別表第7の各項に掲げる添付書類に明示するものとする。 (イ) 特定開発事業における地域冷暖房の導入への適性として、(ア)の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項への該当を検討すること。 a 特定開発事業において新築等を行う建築物が1棟である場合にあっては、特定開発区域の周辺の地域の建築物又は特定開発区域等の既存の建築物への熱供給の可能性があること。 b 特定開発区域等において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかの1時間当たりの最大値が21ギガジュール以上となるものと予測されること。 c 特定開発事業において新築等を行う建築物について、住宅、駐車場、倉庫、工場等以外の熱需要の大きい用途に供されている部分が大部分であること。 d 外気条件の季節変動又は特定開発区域等における建築物の用途若しくは時間による熱負荷の変動（以下「熱負荷特性」という。）から判断して、地域冷暖房の導入により熱負荷の平準化を図ることが可能なこと。 (ウ) (イ)に掲げる要件に該当するときは、次に掲げる事項への該当を検討すること。 a 熱供給の対象となる建築物に熱媒体を搬送するための導管を敷設するルートが確保できること。 b 他の地域エネルギー供給事業者及び特定開発事業の実施前に既に特定開発区域においてエネルギー供給を行っている地域エネルギー供給事業者（以下「既存地域エネルギー供給事業者」という。）が存在しない場合にあっては、特定開発事業において新築等を行う建築物について、熱供給プラント（熱源機器、ポンプ、冷却塔、蓄熱槽等をいう。以下同じ。）を設置するスペースがあること。 c 他の地域エネルギー供給事業者又は既存地域エネルギー供給事業者が存在する場合で、自ら熱供給プラントを設置しないときにあっては、当該他の地域エネルギー供給事業者又は当該既存地域エネルギー供給事業者が設置する熱供給プラントから供給される熱を、特定開発区域の建築物へ供給する熱として利用すること。 イ 地域冷暖房以外のエネルギー供給に関する取組の検討</p>	<p><b>3 地域冷暖房の導入検討等</b></p> <p>(1) 地域冷暖房の導入検討 条例第17条の6の規定による地域冷暖房の導入の検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 特定開発事業において新築等を行う建築物の用途等の特性、熱需要予測、地域冷暖房の周辺への拡張性、利用可能エネルギーの有無等の基本条件について調査を行うこと。なお、熱需要予測については、熱需要に関する公表されている文献データ及び実態を踏まえ適切な原単位を用いて行うものとし、当該原単位については、別表第4の各項に掲げる添付書類に明示するものとする。 イ 特定開発事業における地域冷暖房の導入への適性として、アの調査結果を踏まえ、次に掲げる事項への該当を検討すること。 (ア) 特定開発事業において新築等を行う建築物が1棟である場合にあっては、特定開発区域の周辺の地域の建築物又は特定開発区域等の既存の建築物への熱供給の可能性があること。 (イ) 特定開発区域等において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかの1時間当たりの最大値が21ギガジュール以上となるものと予測されること。 (ウ) 特定開発事業において新築等を行う建築物について、住宅、駐車場、倉庫、工場等以外の熱需要の大きい用途に供されている部分が大部分であること。 (エ) 外気条件の季節変動又は特定開発区域等における建築物の用途若しくは時間による熱負荷の変動（以下「熱負荷特性」という。）から判断して、地域冷暖房の導入により熱負荷の平準化を図ることが可能なこと。 ウ イに掲げる要件に該当するときは、次に掲げる事項への該当を検討すること。 (ア) 熱供給の対象となる建築物に熱媒体を搬送するための導管を敷設するルートが確保できること。 (イ) 他の地域エネルギー供給事業者及び特定開発事業の実施前に既に特定開発区域においてエネルギー供給を行っている地域エネルギー供給事業者（以下「既存地域エネルギー供給事業者」という。）が存在しない場合にあっては、特定開発事業において新築等を行う建築物について、熱供給プラント（熱源機器、ポンプ、冷却塔、蓄熱槽等をいう。以下同じ。）を設置するスペースがあること。 (ウ) 他の地域エネルギー供給事業者又は既存地域エネルギー供給事業者が存在する場合で、自ら熱供給プラントを設置しないときにあっては、当該他の地域エネルギー供給事業者又は当該既存地域エネルギー供給事業者が設置する熱供給プラントから供給される熱を、特定開発区域の建築物へ供給する熱として利用すること。</p>

改正案	現行
<p>規則第8の3第3項第3号の規定による、地域冷暖房以外のエネルギー供給とは、電力供給に関する取組であり、検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 特定開発事業において新築等を行う建築物の用途等の特性、電力需要の予測、特定送配電事業の拡張性等の基本条件について調査を行うこと。</p> <p>なお、電力需要の予測については、電力需要に関する公表されている文献データ及び実態を踏まえ適切な原単位を用いて行うものとし、当該原単位については、<b>別表第7</b>の各項に掲げる添付書類に明示するものとする。</p> <p>(イ) 特定開発事業における電力供給の適性として、(ア)の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項への該当を検討すること。</p> <p>a 電力供給の対象となる建築物に電気を搬送するための送配電線を敷設するルートが確保できること。</p> <p>b 特定開発区域内に特定送配電事業者が存在しない場合にあっては、特定開発区域内に送電設備及び配電設備を設置するスペースがあること。</p> <p>ウ 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討</p> <p>条例第17条の10第4項の規定による供給する熱の相互利用の検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 次の可能性について検討すること。</p> <p>a 相互利用のための導管の敷設ルートの確保の可能性</p> <p>b 熱の相互利用の可能性</p> <p>(イ) (ア)の可能性がある場合にあっては、次の事項について検討すること。</p> <p>a 熱供給の供給条件（熱媒体の種類、温度、圧力）の整合</p> <p>b 相互利用した場合の供給する熱のエネルギー効率及び評価の予測</p> <p>c 導管の接続工事の工程等の整合</p> <p><b>(4) エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組の検討</b></p> <p>規則第8の3第3項第4号の規定による、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組は、<b>別表第8</b>の左欄に掲げる取組区分に応じ、当該右欄に掲げる取組について検討を行うこと。</p> <p><b>(5) 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組の検討</b></p> <p>規則第8の3第3項第5号の規定による、資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組は、<b>別表第9</b>の左欄に掲げる取組区分に応じ、当該右欄に掲げる取組について検討を行うこと。</p> <p><b>(6) 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組の検討</b></p> <p>規則第8の3第3項第6号の規定による、気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組は、<b>別表第10</b>の左欄に掲げる取組区分に応じ、当該右欄に掲げる取組について検討を行うこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用</p> <p>条例第17条の11第4項の規定による供給する熱の相互利用の検討方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 次の可能性について検討すること。</p> <p>(ア) 相互利用のための導管の敷設ルートの確保の可能性</p> <p>(イ) 熱の相互利用の可能性</p> <p>イ アの可能性がある場合にあっては、次の事項について検討すること。</p> <p>(ア) 熱供給の供給条件（熱媒体の種類、温度、圧力）の整合</p> <p>(イ) 相互利用した場合の供給する熱のエネルギー効率及び評価の予測</p> <p>(ウ) 導管の接続工事の工程等の整合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>3 特定開発区域等脱炭素化方針の作成</b></p> <p>条例第17条の4第2項の規定による、特定開発区域等脱炭素化方針の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定開発区域等脱炭素化方針の様式は、<b>別記第1号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 規則第8条の3第1項第1号の省エネルギー性能目標値については、1(1)により設定した目標値を記載するものとする。</p> <p>(3) 前項で設定した省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、1(1)オにより実施しようとする当該</p>	<p><b>4 エネルギー有効利用計画書の作成</b></p> <p>条例第17条の7の規定によるエネルギー有効利用計画書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) エネルギー有効利用計画書の様式は、<b>別記第1号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 条例第17条の7第4号の省エネルギー性能目標値については、1(1)により設定した目標値を記載するものとする。</p> <p>(3) 条例第17条の7第5号に規定する省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、1(2)により実施</p>

改正案	現行
<p>検証方法について記載するものとする。</p> <p>(4) 規則第8条の3第1項第2号の再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値については、1(2)により設定した目標値を記載するものとする。</p> <p>(5) 条例第17条の4第2項第1号の温室効果ガスの削減方針については、(2)及び(4)の目標値の設定を踏まえ、次に掲げる時期ごとに記載するものとする。</p> <p>ア 特定開発事業の全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了した時</p> <p>イ 当該建築物の運用時(アからウまでの期間における任意の時期)</p> <p>ウ 2050年時</p> <p>(6) 条例第17条の4第2項第2号の脱炭素化の推進に向けた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針については、2の取組の検討を踏まえて記載するものとする。</p> <p>(7) 規則第8の3第3項第1号のエネルギーの効率的な利用に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(1)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。</p> <p>(8) 規則第8の3第3項第2号のエネルギーの脱炭素化の推進に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(2)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、当該設備の導入が困難な場合には、その理由を記載するものとする。</p> <p>(9) 規則第8の3第3項第3号の地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギー供給に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(3)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、取組を行わないときは、その理由を記載するものとする。</p> <p>なお、地域冷暖房を導入しないときは、規則第8条の3第6項第5号の規定により、導入する熱源機器の概要を記載するものとする。</p> <p>(10) 規則第8の3第3項第4号のエネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(4)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。</p> <p>(11) 規則第8の3第3項第5号の資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(5)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。</p> <p>(12) 規則第8の3第3項第6号の気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組の検討内容及び検討結果については、2(6)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。</p> <p>(13) 特定開発区域等脱炭素化方針を知事に提出するときは、別表第7 1の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>しようとする当該検証方法について記載するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 条例第17条の7第6号の利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果については、2の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、当該設備の導入が困難な場合には、その理由を記載するものとする。また、利用可能エネルギー以外の再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する設備を導入する場合には、当該設備の種類を記載するものとする。</p> <p>(5) 条例第17条の7第7号の地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果については、3(1)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、地域冷暖房の導入をしないときは、その理由を記載するとともに、規則第8条の5第3項の規定により、導入する熱源機器の概要を記載するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) エネルギー有効利用計画書を知事に提出するときは、別表第4 1の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p><b>4 特定開発区域等脱炭素化報告書の作成</b></p> <p>条例第17条の7の規定による、特定開発区域等脱炭素化報告書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定開発区域等脱炭素化報告書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。</p> <p>(2) 特定開発区域等脱炭素化報告書を知事に提出するときは、別表第7 2の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第4 地域エネルギー供給における脱炭素化の推進</b></p> <p><b>1 地域エネルギー供給事業者の脱炭素化の推進に係る措置</b></p>	<p><b>第4 地域エネルギー供給におけるエネルギーの有効利用</b></p> <p><b>1 地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置</b></p>

改正案	現行
<p>条例第 17 条の 9 の規定による、特定開発区域等における建築物へのエネルギーの供給に関して講じる<u>脱炭素化の推進</u>について必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設備機器の運転制御、<u>脱炭素エネルギー</u>の利用及び熱の相互利用に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、エネルギーの供給を行う対象となる建築物（以下「エネルギー供給対象建築物」という。）の熱負荷特性に応じた設備機器の容量の最適化、台数制御運転等を行うことによりエネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>脱炭素エネルギー</u>の利用及び他の地域エネルギー供給者との熱の相互利用を最大限に行い、<u>脱炭素化の推進</u>を図るものとする。</p> <p>(2) 保守管理及び設備更新等に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、設備機器のエネルギー使用状況・効率を把握し、設備機器の適切な保守管理を行い、<u>エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組を実施するとともに、改修及び設備更新を計画的に実施し、常にエネルギー効率の向上を図るものとする。</u></p> <p>(3) 熱電併給設備に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、熱電併給設備により熱と併せて電気を発生させ、当該熱電併給設備が設置されている建築物内の熱及び電力需要を賄うとともに、他人への熱及び電気の供給を行う場合は、熱供給の対象となる建築物の用途又は熱負荷特性に応じた熱電併給設備の設置、運転制御等を行い、エネルギーの使用の合理化を図るものとする。</p> <p>(4) エネルギー供給受入者との連携</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、<u>脱炭素化の推進</u>を図るために、エネルギー供給受入者を行う連携及び協力の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 効率的な熱供給を図るよう、冷房のピーク負荷時期以外は、供給する冷水の送り温度を上げることを協議すること。</p> <p>イ 効率的な熱供給を図るよう、熱媒体の供給圧力を下げることを協議すること。</p>	<p>条例第 17 条の 10 の規定による、特定開発区域等における建築物へのエネルギーの供給に関して講じる<u>エネルギーの有効利用</u>について必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設備機器の運転制御、<u>利用可能エネルギー</u>の利用及び熱の相互利用に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、エネルギーの供給を行う対象となる建築物（以下「エネルギー供給対象建築物」という。）の熱負荷特性に応じた設備機器の容量の最適化、台数制御運転等を行うことによりエネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>利用可能エネルギー</u>の利用及び他の地域エネルギー供給者との熱の相互利用を最大限に行い、<u>エネルギーの有効利用</u>を図るものとする。</p> <p>(2) 保守管理及び設備更新等に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、設備機器のエネルギー使用状況・効率を把握し、設備機器の適切な保守管理を行うとともに、<u>改修及び設備更新を計画的に実施し、常にエネルギー効率の向上を図るものとする。</u></p> <p>(3) 熱電併給設備に係る措置</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、熱電併給設備により熱と併せて電気を発生させ、当該熱電併給設備が設置されている建築物内の熱及び電力需要を賄うとともに、他人への熱及び電気の供給を行う場合は、熱供給の対象となる建築物の用途又は熱負荷特性に応じた熱電併給設備の設置、運転制御等を行い、エネルギーの使用の合理化を図るものとする。</p> <p>(4) エネルギー供給受入者との連携</p> <p>地域エネルギー供給事業者は、<u>エネルギーの有効利用</u>を図るために、エネルギー供給受入者を行う連携及び協力の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 効率的な熱供給を図るよう、冷房のピーク負荷時期以外は、供給する冷水の送り温度を上げることを協議すること。</p> <p>イ 効率的な熱供給を図るよう、熱媒体の供給圧力を下げることを協議すること。</p>
<p><b>2 地域エネルギー供給計画書の作成等</b></p> <p>(1) 地域エネルギー供給計画書の作成</p> <p>条例第 17 条の 10 第 1 項の規定による、地域エネルギー供給計画書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 地域エネルギー供給計画書の様式は、<u>別記第 3 号様式</u>のとおりとする。</p> <p>イ <u>条例第 17 条の 10 第 1 項第 5 号</u>の供給する熱のエネルギー効率の値については、規則別表第 1 の 4 1 の項備考に規定する方法により算定するものとする。</p> <p><u>なお、規則別表第 1 の 4 1 の項備考に規定するその他知事が認める熱については、別表第 11 のとおりとする。</u></p> <p>ウ <u>規則第 8 条の 10 第 3 項第 2 号</u>の供給する熱のエネルギー効率の評価は、<u>別表第 12</u> の左欄に掲げる供給する熱のエネルギー効率の値の区分に応じ、当該右欄に定める評価を行うものとする。</p> <p>エ <u>規則第 8 条の 10 第 3 項第 5 号</u>の他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容は、<u>第 3 2 (3) ウ</u>による検討の内容を反映させるものとする。</p> <p>オ <u>規則第 8 条の 10 第 3 項第 7 号</u>のエネルギーの需給調整に資する取組は、<u>第 3 2 (4)</u>による検討の内容を反映させるものとする。</p> <p>カ <u>規則第 8 条の 10 第 3 項第 8 号</u>の災害に対する強じん性に関する取組は、<u>第 3 2 (6)</u>による検討内容を反</p>	<p><b>2 地域エネルギー供給計画書の作成等</b></p> <p>(1) 地域エネルギー供給計画書の作成</p> <p>条例第 17 条の 11 第 1 項の規定による地域エネルギー供給計画書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 地域エネルギー供給計画書の様式は、<u>別記第 2 号様式</u>のとおりとする。</p> <p>イ <u>条例第 17 条の 11 第 1 項第 5 号</u>の供給する熱のエネルギー効率の値については、規則別表第 1 の 4 1 の項備考に規定する方法により算定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ <u>規則第 8 条の 9 第 3 項第 2 号</u>の供給する熱のエネルギー効率の評価は、<u>別表第 5</u> の左欄に掲げる供給する熱のエネルギー効率の値の区分に応じ、当該右欄に定める評価を行うものとする。</p> <p>エ <u>規則第 8 条の 9 第 3 項第 5 号</u>の他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容は、<u>第 3 3 (2)</u>による検討の内容を反映させるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>映させるものとする。</u></p> <p>キ 地域エネルギー供給計画書を知事に提出するときは、<b>別表第7 3</b>の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(2) <u>脱炭素化の推進に係る措置の検討</u></p> <p>(1)による地域エネルギー供給計画書の作成に当たっては、1による<u>脱炭素化の推進</u>に係る措置を計画に反映させるものとする。</p>	<p>オ 地域エネルギー供給計画書を知事に提出するときは、<b>別表第4 2</b>の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(2) <u>エネルギーの有効利用</u>に係る措置の検討</p> <p>(1)による地域エネルギー供給計画書の作成に当たっては、1による<u>エネルギーの有効利用</u>に係る措置を計画に反映させるものとする。</p>
<p><b>3 地域エネルギー供給実績報告書の作成</b></p> <p>条例第17条の14の規定による地域エネルギー供給実績報告書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域エネルギー供給実績報告書の様式は、<b>別記第4号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 2(1)イ及びウの規定は、地域エネルギー供給実績報告書の作成について準用する。</p> <p>(3) 地域エネルギー供給実績報告書を知事に提出するときは、<b>別表第7 4</b>の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(4) 前年度のエネルギー供給の実績において、条例第17条の19第1項第1号に規定する規則で定める基準を下回ったとき、同項第2号に規定する<u>条例第17条の17第1項</u>の規則で定める熱の量を下回ったとき、及び同項第5号に規定する<u>条例第17条の17第1項</u>の規則で定める基準を満たさなかったときは、熱供給施設(熱供給プラント及び導管をいう。以下同じ。)の改善について、<b>別記第5号様式</b>による改善計画書を添付するものとする。この場合においては、当該改善計画書を提出した日の属する年度の翌年度から熱供給施設の改善が終了する日の属する年度の翌年度までの間、当該改善の実績について、<b>別記第6号様式</b>による改善報告書を添付するものとする。</p> <p>(5) <u>条例第17条の18の規定による地域冷暖房区域の変更によらず、提出された地域エネルギー供給実績報告書について、次に掲げる熱供給施設等の変更が生じる場合にあつては、あらかじめ、別記第7号様式による熱供給施設等変更届を提出するものとする。</u></p> <p>なお、熱供給施設等変更届を知事に提出するときは、<b>別表第7 5</b>の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>ア 熱供給のメインプラントの更新若しくは移設又はサブプラントの設置若しくは更新又は仮設プラントの設置又は熱供給プラントの廃止</p> <p>イ 熱源設備の新設、更新、増設、移設又は撤去</p> <p>ウ 脱炭素エネルギー設備の設置</p> <p>エ 他事業者との熱の相互利用</p> <p>オ 当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給の廃止</p> <p>カ その他、導管の新設及び変更等</p>	<p><b>3 地域エネルギー供給実績報告書の作成</b></p> <p>条例第17条の15の規定による地域エネルギー供給実績報告書の作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域エネルギー供給実績報告書の様式は、<b>別記第3号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 2(1)イ及びウの規定は、地域エネルギー供給実績報告書の作成について準用する。</p> <p>(3) 地域エネルギー供給実績報告書を知事に提出するときは、<b>別表第4 3</b>の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(4) 前年度のエネルギー供給の実績において、条例第17条の20第1項第1号に規定する規則で定める基準を下回ったとき、同項第2号に規定する<u>条例第17条の18第1項</u>の規則で定める熱の量を下回ったとき、及び同項第5号に規定する<u>条例第17条の18第1項</u>の規則で定める基準を満たさなかったときは、熱供給施設(熱供給プラント及び導管をいう。以下同じ。)の改善について、<b>別記第4号様式</b>による改善計画書を添付するものとする。この場合においては、当該改善計画書を提出した日の属する年度の翌年度から熱供給施設の改善が終了する日の属する年度の翌年度までの間、当該改善の実績について、<b>別記第5号様式</b>による改善報告書を添付するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p><b>第5 脱炭素化の推進に関わるその事業者の協力等</b></p> <p><b>1 エネルギー利用に係る事業者</b></p> <p>(1) 条例第17条の16第1項の規定による、特定開発事業者が行う脱炭素エネルギーを利用するための設備の導入についての検討への協力の方法は、特定開発事業者が<u>第3 2(2)</u>の規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。</p> <p>(2) 条例第17条の16第1項の規定による、地域エネルギー供給事業者が行う脱炭素エネルギーの利用への協力の方法は、地域エネルギー供給事業者からの当該利用に当たっての協議に対し、可能な限り当該協議に応じ</p>	<p><b>第5 エネルギーの有効利用にかかわるその事業者の協力等</b></p> <p><b>1 利用可能エネルギーに係る事業者</b></p> <p>(1) 条例第17条の17第1項の規定による特定開発事業者が行う利用可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討への協力の方法は、特定開発事業者が第3 2の規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。</p> <p>(2) 条例第17条の17第1項の規定による地域エネルギー供給事業者が行う利用可能エネルギーの利用への協力の方法は、地域エネルギー供給事業者からの当該利用に当たっての協議に対し、可能な限り当該協議に応じ</p>



改正案	現行
ることとする。	ることとする。
<p><b>2 他の地域エネルギー供給事業者</b></p> <p>(1) 条例第 17 条の 16 第 2 項の規定による、特定開発事業者が行う供給する熱の相互利用についての検討への協力の方法は、当該特定開発事業者が第 3 2 (3) ウの規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。</p> <p>(2) 条例第 17 条の 16 第 2 項の規定による、地域エネルギー供給事業者が行う供給する熱の相互利用についての協力は、当該地域エネルギー供給事業者との間で熱供給設備の運転方法の調整を行うこととする。</p>	<p><b>2 他の地域エネルギー供給事業者</b></p> <p>(1) 条例第 17 条の 17 第 2 項の規定による特定開発事業者が行う供給する熱の相互利用についての検討への協力の方法は、当該特定開発事業者が第 3 3 (2) の規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。</p> <p>(2) 条例第 17 条の 17 第 2 項の規定による地域エネルギー供給事業者が行う供給する熱の相互利用についての協力は、当該地域エネルギー供給事業者との間で熱供給設備の運転方法の調整を行うこととする。</p>
<p><b>3 熱電併給設備の設置者及び所有者又は管理者</b></p> <p>(1) 熱電併給設備の設置者  条例第 17 条の 16 第 3 項の規定による、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するための方法は、発電効率と排熱効率とを合わせた総合効率の高い熱電併給設備を設置することとする。</p> <p>(2) 熱電併給設備の所有者又は管理者  条例第 17 条の 16 第 4 項の規定による、地域エネルギー供給事業者に対する熱電併給設備による効率的な熱の提供の方法は、次のとおりとする。  ア 地域エネルギー供給事業者と協議の上、熱需要及び電力需要の大きい時間帯を把握し熱電併給設備全体の総合効率が優れた運用を行うこと。  イ 熱電併給設備の運用方法についての情報提供を行うこと。</p>	<p><b>3 熱電併給設備の設置者及び所有者又は管理者</b></p> <p>(1) 熱電併給設備の設置者  条例第 17 条の 17 第 3 項の規定による、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するための方法は、発電効率と排熱効率とを合わせた総合効率の高い熱電併給設備を設置することとする。</p> <p>(2) 熱電併給設備の所有者又は管理者  条例第 17 条の 17 第 4 項の規定による、地域エネルギー供給事業者に対する熱電併給設備による効率的な熱の提供の方法は、次のとおりとする。  ア 地域エネルギー供給事業者と協議の上、熱需要及び電力需要の大きい時間帯を把握し熱電併給設備全体の総合効率が優れた運用を行うこと。  イ 熱電併給設備の運用方法についての情報提供を行うこと。</p>
<p><b>4 エネルギー供給受入者</b>  条例第 17 条の 16 第 5 項の規定による、地域エネルギー供給事業者が行う脱炭素化の推進に係る措置への協力の方法は、次のとおりとする</p> <p>(1) 冷房のピーク負荷時期以外は、季節変動及び建築物の使用状況から判断し、可能な限り、冷水温度の調整を行うこと。</p> <p>(2) 可能な限り、冷温水の圧力の調整を行うこと。</p>	<p><b>4 エネルギー供給受入者</b>  条例第 17 条の 17 第 5 項の規定による、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置への協力の方法は、次のとおりとする</p> <p>(1) 冷房のピーク負荷時期以外は、季節変動及び建築物の使用状況から判断し、可能な限り、冷水温度の調整を行うこと。</p> <p>(2) 可能な限り、冷温水の圧力の調整を行うこと。</p>
<p><b>第 6 熱供給の受入れ</b></p> <p><b>1 熱供給の受入れの検討</b>  条例第 17 条の 20 第 1 項の規定による、熱供給の受入検討建築主等が行う供給する熱の受入れについての協議及び検討の方法は、次の事項について協議し、検討することとする。  ア 熱を受け入れる側の建築物（以下「受入側建築物」という。）の冷房、暖房及び給湯の熱需要及び熱負荷特性に応じた熱供給の可能性  イ 受入側建築物への導管の接続の可能性  ウ 受入側建築物の工事工程に合わせた熱供給施設の工事工程の調整の可能性</p>	<p><b>第 6 熱供給の受入れ</b></p> <p><b>1 熱供給の受入れの検討</b>  条例第 17 条の 21 第 1 項の規定による熱供給の受入検討建築主等が行う供給する熱の受入れについての協議及び検討の方法は、次の事項について協議し、検討することとする。  ア 熱を受け入れる側の建築物（以下「受入側建築物」という。）の冷房、暖房及び給湯の熱需要及び熱負荷特性に応じた熱供給の可能性  イ 受入側建築物への導管の接続の可能性  ウ 受入側建築物の工事工程に合わせた熱供給施設の工事工程の調整の可能性</p>
<p><b>2 熱供給受入検討報告書の作成</b></p> <p>(1) 規則第 8 条の 23 第 4 項の地域エネルギー供給事業者との協議内容及び供給する熱の受入に関する検討状況を示す書類（以下「熱供給受入検討報告書」という。）は、<b>別記第 8 号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 熱供給受入検討報告書を知事に提出するときは、<b>別表第 7 6 の項</b>の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p><b>2 熱供給受入検討報告書の作成</b></p> <p>(1) 規則第 8 条の 22 第 4 項の地域エネルギー供給事業者との協議内容及び供給する熱の受入に関する検討状況を示す書類（以下「熱供給受入検討報告書」という。）は、<b>別記第 6 号様式</b>のとおりとする。</p> <p>(2) 熱供給受入検討報告書を知事に提出するときは、<b>別表第 4 4 の項</b>の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。</p>
附 則（平成二五年告示四五七号）	附 則（平成二五年告示四五七号）

改正案	現行
<p>1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十五年東京都規則第九十六号。以下「一部改正規則」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされる特別大規模特定建築物の増築については、当分の間、この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針（以下「新指針」という。）別表第一及び別記第一号様式から第三号様式までの規定（以下「改正後の規定」という。）にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者（建築物の新築を行う事業をしようとする者に限る。以下同じ。）であって、一部改正規則附則第三項の規定により非住宅用途に供する部分がなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第四項に規定する場合において施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したものが住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 特定開発事業者であって、一部改正規則附則第三項の規定により住宅用途に供する部分のみがなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第四項に規定する場合において施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したものが非住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、新指針別表第一 三の項中「当該建築物の全体」とあるのは「当該建築物のうち、規則第8条の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分」と読み替えて適用し、新指針別記第一号様式その二及びその三の規定にかかわらず、附則様式その一及びその二の規定によるものとする。</p> <p>5 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十五年東京都規則第九十六号。以下「一部改正規則」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされる特別大規模特定建築物の増築については、当分の間、この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針（以下「新指針」という。）別表第一及び別記第一号様式から第三号様式までの規定（以下「改正後の規定」という。）にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者（建築物の新築を行う事業をしようとする者に限る。以下同じ。）であって、一部改正規則附則第三項の規定により非住宅用途に供する部分がなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第四項に規定する場合において施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したものが住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 特定開発事業者であって、一部改正規則附則第三項の規定により住宅用途に供する部分のみがなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第四項に規定する場合において施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したものが非住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、新指針別表第一 三の項中「当該建築物の全体」とあるのは「当該建築物のうち、規則第8条の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分」と読み替えて適用し、新指針別記第一号様式その二及びその三の規定にかかわらず、附則様式その一及びその二の規定によるものとする。</p> <p>5 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
<p><b>附 則（平成二六年告示第四百十一号）</b></p> <p>1 条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者（以下「特定開発事業者」という。）であって、旧評価方法基準適用者（平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正前の平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の規定による基準（以下「旧評価方法基準」という。）の適用を受ける者をいう。）であるものが、条例第十七条の七又は第十七条の八の規定により、条例第十七条の四に規定する建築物について、エネルギー有効利用計画書に、規則第八条の三第二項第一号に規定する用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）に係る条例第十七条の七第四号の目標値（以下「目標値」という。）を記載して提出しようとするときの当該目標値は、平成二十六年東京都告示第四百十二号による改正前の東京都建築物環境配慮指針（平成二十一年東京都告示第千三百三十六号）別表第一エネルギーの使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項住宅用途の欄の規定（以下「改正前の配慮指針の規定」という。）に基づいて、設定しなければならない。</p> <p>2 特定開発事業者であって、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第十七条の七の規定により住宅部分に係るエネルギー有効利用計画書を提出したものの若しくは前項の規定により改正前の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したものの又は次項の規定により改正前の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが、平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正後の平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の規定による基準の適用を受けることとなったときは、前項又は次項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の</p>	<p><b>附 則（平成二六年告示第四百十一号）</b></p> <p>1 条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者（以下「特定開発事業者」という。）であって、旧評価方法基準適用者（平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正前の平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の規定による基準（以下「旧評価方法基準」という。）の適用を受ける者をいう。）であるものが、条例第十七条の七又は第十七条の八の規定により、条例第十七条の四に規定する建築物について、エネルギー有効利用計画書に、規則第八条の三第二項第一号に規定する用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）に係る条例第十七条の七第四号の目標値（以下「目標値」という。）を記載して提出しようとするときの当該目標値は、平成二十六年東京都告示第四百十二号による改正前の東京都建築物環境配慮指針（平成二十一年東京都告示第千三百三十六号）別表第一エネルギーの使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項住宅用途の欄の規定（以下「改正前の配慮指針の規定」という。）に基づいて、設定しなければならない。</p> <p>2 特定開発事業者であって、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第十七条の七の規定により住宅部分に係るエネルギー有効利用計画書を提出したものの若しくは前項の規定により改正前の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したものの又は次項の規定により改正前の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが、平成二十六年国土交通省告示第百五十一号による改正後の平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の規定による基準の適用を受けることとなったときは、前項又は次項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の</p>

改正案	現行
<p>規定により、エネルギー有効利用計画書に、当該目標値として、平成二十六年東京都告示第四百十二号による改正後の東京都建築物環境配慮指針別表第一エネルギーの使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項住宅用途の欄の規定（以下「改正後の配慮指針の規定」という。）により設定した目標値を記載したものを届け出なければならない。ただし、当該目標値に変更が生じない場合は、この限りでない。</p> <p>3 特定開発事業者であって、施行日後に条例第十七条の七の規定により改正後の配慮指針の規定により設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの又は前項の規定により改正後の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが、旧評価方法基準の適用を受けることとなったときは、改正後の配慮指針の規定及び同項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の規定により、エネルギー有効利用計画書に、当該目標値として、改正前の配慮指針の規定により設定した目標値を記載したものを届け出なければならない。ただし、当該目標値に変更が生じない場合は、この限りでない。</p>	<p>規定により、エネルギー有効利用計画書に、当該目標値として、平成二十六年東京都告示第四百十二号による改正後の東京都建築物環境配慮指針別表第一エネルギーの使用の合理化の部建築物の熱負荷の低減の項住宅用途の欄の規定（以下「改正後の配慮指針の規定」という。）により設定した目標値を記載したものを届け出なければならない。ただし、当該目標値に変更が生じない場合は、この限りでない。</p> <p>3 特定開発事業者であって、施行日後に条例第十七条の七の規定により改正後の配慮指針の規定により設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの又は前項の規定により改正後の配慮指針の規定に基づき設定した住宅部分に係る目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが、旧評価方法基準の適用を受けることとなったときは、改正後の配慮指針の規定及び同項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の規定により、エネルギー有効利用計画書に、当該目標値として、改正前の配慮指針の規定により設定した目標値を記載したものを届け出なければならない。ただし、当該目標値に変更が生じない場合は、この限りでない。</p>
<p><b>附 則（平成二六年告示第四百十一号）</b></p> <p>1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者であって、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二十九号。以下「一部改正規則」という。）附則第六項の規定によりなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第八項に規定する場合においてこの告示の施行の日後に新目標値（一部改正規則附則第七項の「新目標値」をいう。以下同じ。）を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの若しくは同項の規定により新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが旧目標値（同項の「旧目標値」をいう。）を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針別表第一及び別記第一号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針別記第一号様式から別記第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p><b>附 則（平成二六年告示第四百十一号）</b></p> <p>1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者であって、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二十九号。以下「一部改正規則」という。）附則第六項の規定によりなお従前の例によるとされたもの又は一部改正規則附則第八項に規定する場合においてこの告示の施行の日後に新目標値（一部改正規則附則第七項の「新目標値」をいう。以下同じ。）を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの若しくは同項の規定により新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが旧目標値（同項の「旧目標値」をいう。）を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出ることとなったものについては、この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針別表第一及び別記第一号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針別記第一号様式から別記第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
<p><b>附 則（平成二八年告示第千四百八十八号）</b></p> <p>1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則（平成二八年告示第千四百八十八号）</b></p> <p>1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則（平成三〇年告示第三百九十六号）</b></p> <p>1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>2 この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針別表第五の規定は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十五に規定する地域エネルギー供給実績報告書に適用する場合にあっては、平成三十一年四月一日から適用とする。</p>	<p><b>附 則（平成三〇年告示第三百九十六号）</b></p> <p>1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>2 この告示による改正後の東京都エネルギー有効利用指針別表第五の規定は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十五に規定する地域エネルギー供給実績報告書に適用する場合にあっては、平成三十一年四月一日から適用とする。</p>
<p><b>附 則（令和元年告示第一八八号）</b></p> <p>1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p><b>附 則（令和元年告示第一八八号）</b></p> <p>1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>

改正案	現行
<p><u>附 則(令和5年10月30日付5環気地第161号)</u></p> <p><u>1 この指針は、令和六年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者であって、この指針の施行の日前にエネルギー有効利用計画書を提出したものについては、この指針に定める東京都特定開発区域等脱炭素化指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	

改正案				現行			
<b>別表第 1 省エネルギー性能目標値の設定基準</b>				<b>別表第 1 省エネルギー性能目標値の設定基準</b>			
特別大規模特定建築物の用途	設定が必要な場合	設定すべき事項	設定基準	特別大規模特定建築物の用途	設定が必要な場合	設定すべき事項	設定基準
1 住宅用途	当該部分の延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上である場合	建築物の熱負荷の低減	東京都建築物環境配慮指針（平成 21 年東京都告示第 1336 号。以下「配慮指針」という。）別表第 1 の評価基準の段階 2 以上	1 規則第 8 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する用途に供する部分	当該部分の延べ面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上である場合	建築物の熱負荷の低減	東京都建築物環境配慮指針（平成 21 年東京都告示第 1336 号。以下「配慮指針」という。）別表第 1 の評価基準の段階 2 以上
2 住宅及び工場等以外の用途	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上である場合	建築物の熱負荷の低減	規則別表第 1 の 5 に規定する省エネルギー性能基準の区分に応じ、建築物の熱負荷の低減に関する基準に適合すること。	2 規則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号から第 8 号までに規定する用途に供する部分の全部	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上である場合	建築物の熱負荷の低減	規則別表第 1 の 5 に規定する省エネルギー性能基準の値のうち、建築物の熱負荷の低減率の値以上
3 住宅以外の用途	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上である場合	設備システムのエネルギーの使用の合理化	規則別表第 1 の 5 に規定する省エネルギー性能基準の区分に応じ、設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に適合すること。	3 規則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号から第 9 号までに規定する用途に供する部分の全部	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上である場合	設備システムのエネルギーの使用の合理化	規則別表第 1 の 5 に規定する省エネルギー性能基準の値のうち、設備システムのエネルギー利用の低減率の値以上
<b>別表第 2 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法</b>				<b>別表第 2 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法</b>			
エネルギー使用状況の予測及び調査に係る措置	(1) 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。 (2) 特別大規模特定建築物における空気調和設備等の設備システムごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。 (3) 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。			1 エネルギー使用状況の予測及び調査に係る措置	(1) 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。 (2) 特別大規模特定建築物における空気調和設備等の設備システムごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。 (3) 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。		
(削る)	(削る)			2 設備機器の運転及び制御方法の調整に係る措置	次に掲げる設備機器のうち、特別大規模特定建築物に設置する設備機器について、工事完了後の設備機器の運転及び制御方法の調整の有無について記載すること。 (1) 空気調和の熱源側設備 (2) 空気調和の二次側設備 (3) 機械換気設備		

## 別表第3 エネルギーの効率的な利用に関する取組

取組区分	設備等の導入
外皮断熱	①高性能断熱材の使用 ②高性能遮熱・断熱窓 ③隙間風対策 ④その他
通風・採光	①自然通風 ②自然採光 ③その他
熱源・熱搬送設備	①高効率熱源機器 ②高効率冷却塔 ③高効率空調用ポンプ ④大温度差送水システム ⑤熱交換器の断熱 ⑥その他
空調・換気	①高効率空調機 ②高効率パッケージ型空調機 ③高効率ファン ④ウォーミングアップ時の外気遮断制御 ⑤その他
照明・電気設備	①高効率照明設備 ②高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯 ③照明の初期照度補正制御 ④照明のゾーニング制御 ⑤高効率変圧器 ⑥力率改善制御システム ⑦その他
給排水・給湯設備	①高効率給水設備 ②高効率給湯ヒートポンプユニット ③自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ④潜熱回収給湯器 ⑤その他
その他	①エレベーターの可変電圧可変周波数制御 ②エレベーターの群管理制御 ③テナント使用料に応じた空調料金課金 ④その他

(新設)

<p><b>別表第4 脱炭素エネルギーの種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 185 344 220">区分</th> <th data-bbox="344 185 972 220">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 220 344 424">脱炭素エネルギー（電気）</td> <td data-bbox="344 220 972 424">           ①太陽光            ②風力            ③水力            ④バイオマス            ⑤一般廃棄物の焼却施設における廃棄物の焼却による発電            ⑥その他         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 424 344 802">脱炭素エネルギー（熱）</td> <td data-bbox="344 424 972 802">           ①太陽熱            ②バイオマス熱            ③地中熱            ④下水処理水の熱            ⑤河川水の熱            ⑥海水の熱            ⑦一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱            ⑧下水汚泥の焼却に伴い排出される熱            ⑨建築物の空調和に伴い排出される熱            ⑩地下式構造の鉄道から排出される熱            ⑪その他         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	脱炭素エネルギー（電気）	①太陽光 ②風力 ③水力 ④バイオマス ⑤一般廃棄物の焼却施設における廃棄物の焼却による発電 ⑥その他	脱炭素エネルギー（熱）	①太陽熱 ②バイオマス熱 ③地中熱 ④下水処理水の熱 ⑤河川水の熱 ⑥海水の熱 ⑦一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 ⑧下水汚泥の焼却に伴い排出される熱 ⑨建築物の空調和に伴い排出される熱 ⑩地下式構造の鉄道から排出される熱 ⑪その他	<p>(新設)</p>		
区分	種類								
脱炭素エネルギー（電気）	①太陽光 ②風力 ③水力 ④バイオマス ⑤一般廃棄物の焼却施設における廃棄物の焼却による発電 ⑥その他								
脱炭素エネルギー（熱）	①太陽熱 ②バイオマス熱 ③地中熱 ④下水処理水の熱 ⑤河川水の熱 ⑥海水の熱 ⑦一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 ⑧下水汚泥の焼却に伴い排出される熱 ⑨建築物の空調和に伴い排出される熱 ⑩地下式構造の鉄道から排出される熱 ⑪その他								
<p><b>別表第5 範囲ごとに定める脱炭素エネルギー（熱）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 906 344 941">範囲</th> <th data-bbox="344 906 972 941">脱炭素エネルギー（熱）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 941 344 976">1 特定開発区域等</td> <td data-bbox="344 941 972 976">別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 976 344 1181">2 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）</td> <td data-bbox="344 976 972 1181">別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑨まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1181 344 1319">3 特定開発区域等の境界から1キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）</td> <td data-bbox="344 1181 972 1319">別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑧まで</td> </tr> </tbody> </table>	範囲	脱炭素エネルギー（熱）	1 特定開発区域等	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）の全て	2 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑨まで	3 特定開発区域等の境界から1キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑧まで	<p>(新設)</p>
範囲	脱炭素エネルギー（熱）								
1 特定開発区域等	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）の全て								
2 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑨まで								
3 特定開発区域等の境界から1キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）	別表第4に掲げる脱炭素エネルギー（熱）のうち、④から⑧まで								
<p><b>別表第6 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入の詳細な検討が必要となる場合の条件</b></p>	<p><b>別表第3 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の詳細な検討が必要となる場合の条件</b></p>								

脱炭素エネルギー（熱）の種類	条 件	利用可能エネルギーの種類	条 件
河川水の熱	最小水深が50cm以上で、かつ、日平均流量が8,000m <sup>3</sup> 以上である河川	河川水の熱	最小水深が50cm以上で、かつ、日平均流量が8,000m <sup>3</sup> 以上である河川
建築物の空調に伴い排出される熱	別表第5-1の項の特定開発区域等にあつては、冬期（12月から3月まで）の冷熱需要が日平均10,000MJ以上であると想定される建築物。ただし、建築物の空調に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。 別表第5-2の項の特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区にあつては、延べ面積50,000m <sup>2</sup> を超える建築物。ただし、建築物の空調に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。	建築物の空調に伴い排出される熱	規則第8条の4の表の1の項の特定開発区域等にあつては、冬期（12月から3月まで）の冷熱需要が日平均10,000MJ以上であると想定される建築物。ただし、建築物の空調に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。 規則第8条の4の表の2の項の特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区にあつては、延べ面積50,000m <sup>2</sup> を超える建築物。ただし、建築物の空調に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。
地下式構造の鉄道から排出される熱	日平均乗降客数が10万人以上の駅	地下式構造の鉄道から排出される熱	日平均乗降客数が10万人以上の駅

**別表第7 方針等の添付書類**

方針等の種類	添付書類
1 特定開発区域等脱炭素化方針	1 特定開発区域の位置及び面積並びに特定開発事業において新築等を行う建築物の配置を示す図面 2 省エネルギー性能目標値の設定の根拠を示す書類 3 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定の根拠を示す書類 4 特定開発区域の周辺の開発動向等の状況を示す書類 5 熱需要の予測についてその根拠を示す書類 6 電力需要の予測についてその根拠を示す書類 7 エネルギーの効率的な利用に関する取組に係る検討の詳細を示す書類 8 特定開発区域と脱炭素エネルギーが生じる施設又は場所の位置（導管敷設上等の制約がある場合は、その内容を含む。）との関係を示す図面 9 脱炭素エネルギーを利用するための設備の導入に係る検討の詳細を示す書類 10 脱炭素エネルギーが生じる施設の改修の内容並びに特定開発事業及び当該施設改修の工事工程を示す書類 11 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用の方法の改善及び監視その他のエネルギー使用の合理化のための業務の高度化に関する取組に係る検討の詳細を示す書類 12 資源の適正利用、生物多様性の保全等に関する取組に係る検討の詳細を示す書類 13 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組に係る検討の詳細を示す書類

**別表第4 計画書等の添付書類**

計画書等の種類	添付書類
1 エネルギー有効利用計画書	1 特定開発区域の位置及び面積並びに特定開発事業において新築等を行う建築物の配置を示す図面 2 省エネルギー性能目標値の設定の根拠を示す書類（新設） 3 特定開発区域の周辺の開発動向等の状況を示す書類 4 熱需要の予測についてその根拠を示す書類（新設） 5 特定開発区域と利用可能エネルギーが生じる施設又は場所の位置（導管敷設上の制約がある場合は、その内容を含む。）との関係を示す図面 6 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る検討の詳細を示す書類 7 利用可能エネルギーが生じる施設の改修の内容並びに特定開発事業及び当該施設改修の工事工程を示す書類（新設） （新設） （新設）



	(削る)				8 日射条件の確保が不十分な場合にあっては、日射遮蔽物の位置及び規模等その状況を示す書類
2 特定開発区域等脱炭素化報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発区域の位置及び面積並びに特定開発事業において新築等を行う建築物の配置を示す図面</li> <li>2 省エネルギー性能目標値の達成状況の根拠を示す書類</li> <li>3 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の達成状況の根拠を示す書類</li> <li>4 特定開発区域の周辺の開発動向等の状況を示す書類</li> <li>5 熱需要の実績を示す書類</li> <li>6 電力需要の実績を示す書類</li> <li>7 エネルギーの効率的な利用に関する取組実績を示す書類</li> <li>8 特定開発区域と脱炭素エネルギーが生じる施設又は場所の位置(導管敷設上等の制約がある場合は、その内容を含む。)との関係を示す図面</li> <li>9 脱炭素エネルギーを利用するための設備の詳細を示す書類</li> <li>10 脱炭素エネルギーが生じる施設の改修の内容並びに特定開発事業及び当該施設改修の実績を示す書類</li> <li>11 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用の方法の改善及び監視その他のエネルギー使用の合理化のための業務の高度化に関する取組実績を示す書類</li> <li>12 資源の適正利用、生物多様性の保全等に関する取組実績を示す書類</li> <li>13 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組実績を示す書類</li> </ul>		(新設)	(新設)	
3 地域エネルギー供給計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類</li> <li>2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の予測(熱負荷特性を考慮したものとする。)の根拠を示す書類</li> <li>3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の概要を示す書類</li> <li>4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類</li> <li>5 脱炭素エネルギーの種類及び年間の利用量の根拠、熱のエネルギー効率の根拠並びに熱の相互利用の方法を示す書類</li> <li>6 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類</li> <li>7 エネルギーの需給調整に資する取組に係る検討の詳細を示す書類</li> <li>8 災害に対する強じん性に関する取組に係る検討の詳細を示す書類</li> <li>9 熱供給施設の整備計画の工程を示す書類</li> </ul>		2 地域エネルギー供給計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類</li> <li>2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の予測(熱負荷特性を考慮したものとする。)の根拠を示す書類</li> <li>3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の概要を示す書類</li> <li>4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類</li> <li>5 利用可能エネルギーの種類及び年間の利用量の根拠、熱のエネルギー効率の根拠並びに熱の相互利用の方法を示す書類</li> <li>6 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>7 熱供給施設の整備計画の工程を示す書類</li> </ul>	
4 地域エネルギー供給実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類</li> <li>2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の実績(熱負荷特性を考慮したものとする。)の根拠を示す書類</li> <li>3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の状況を示す書類</li> </ul>		3 地域エネルギー供給実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類</li> <li>2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の実績(熱負荷特性を考慮したものとする。)の根拠を示す書類</li> <li>3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の状況を示す書類</li> </ul>	

	<p>4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類</p> <p>5 熱供給プラントにおいて使用したエネルギーの種類及び使用実績を示す書類</p> <p>6 脱炭素エネルギーの利用方法、熱のエネルギー効率の根拠及び熱の相互利用の方法を示す書類</p> <p>7 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類</p> <p>8 エネルギーの需給調整に資する取組実績を示す書類</p> <p>9 災害に対する強じん性に関する取組実績を示す書類</p> <p>10 熱供給施設の更新計画を示す書類</p>			<p>4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類</p> <p>5 熱供給プラントにおいて使用したエネルギーの種類及び使用実績を示す書類</p> <p>6 利用可能エネルギーの利用方法、熱のエネルギー効率の根拠及び熱の相互利用の方法を示す書類</p> <p>7 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8 熱供給施設の更新計画を示す書類</p>	
5 熱供給施設等変更届	1 熱供給施設等の変更内容を示す書類		(新設)	(新設)	
6 熱供給受入検討報告書	1 地域エネルギー供給事業者との協議内容を示す議事等の概要		4 熱供給受入検討報告書	1 地域エネルギー供給事業者との協議内容を示す議事等の概要	

<p><b>別表第8 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組</b></p>		(新設)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組区分</th> <th>取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギーマネジメントシステム</td> <td> <p>①エネルギーの計測</p> <p>②最大電力需要の把握及び制御</p> <p>③需給調整機能</p> <p>④デマンドレスポンス制御及び遠隔監視・制御</p> <p>⑤熱エネルギーのマネジメント</p> <p>⑥その他</p> </td> </tr> <tr> <td>エネルギーマネジメント体制</td> <td> <p>①事業者間の連携による管理・運営</p> <p>②単一事業体による管理・運営</p> <p>③その他</p> </td> </tr> </tbody> </table>	取組区分	取組	エネルギーマネジメントシステム	<p>①エネルギーの計測</p> <p>②最大電力需要の把握及び制御</p> <p>③需給調整機能</p> <p>④デマンドレスポンス制御及び遠隔監視・制御</p> <p>⑤熱エネルギーのマネジメント</p> <p>⑥その他</p>	エネルギーマネジメント体制	<p>①事業者間の連携による管理・運営</p> <p>②単一事業体による管理・運営</p> <p>③その他</p>		
取組区分	取組							
エネルギーマネジメントシステム	<p>①エネルギーの計測</p> <p>②最大電力需要の把握及び制御</p> <p>③需給調整機能</p> <p>④デマンドレスポンス制御及び遠隔監視・制御</p> <p>⑤熱エネルギーのマネジメント</p> <p>⑥その他</p>							
エネルギーマネジメント体制	<p>①事業者間の連携による管理・運営</p> <p>②単一事業体による管理・運営</p> <p>③その他</p>							

<p><b>別表第9 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組</b></p> <p>(資源の適正利用)</p>		(新設)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組区分</th> <th>取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持続可能な低炭素資材等の利用</td> <td> <p>①躯体材料における低炭素資材等の利用</p> <p>②躯体材料以外における低炭素資材等の利用</p> <p>③持続可能な型枠の利用</p> <p>④オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制</p> <p>⑤その他</p> </td> </tr> <tr> <td>建設に係る環境負荷低減への配慮</td> <td> <p>①建設時CO<sub>2</sub>排出量の把握・削減の取組</p> <p>②建設副産物の有効利用及び適正処理</p> </td> </tr> </tbody> </table>	取組区分	取組	持続可能な低炭素資材等の利用	<p>①躯体材料における低炭素資材等の利用</p> <p>②躯体材料以外における低炭素資材等の利用</p> <p>③持続可能な型枠の利用</p> <p>④オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制</p> <p>⑤その他</p>	建設に係る環境負荷低減への配慮	<p>①建設時CO<sub>2</sub>排出量の把握・削減の取組</p> <p>②建設副産物の有効利用及び適正処理</p>		
取組区分	取組							
持続可能な低炭素資材等の利用	<p>①躯体材料における低炭素資材等の利用</p> <p>②躯体材料以外における低炭素資材等の利用</p> <p>③持続可能な型枠の利用</p> <p>④オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制</p> <p>⑤その他</p>							
建設に係る環境負荷低減への配慮	<p>①建設時CO<sub>2</sub>排出量の把握・削減の取組</p> <p>②建設副産物の有効利用及び適正処理</p>							

	③建設重機の低炭素化／ICT 施工 ④その他
長寿命化等	①維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再利用対策 ②躯体の劣化対策 ③その他
持続可能な水利用	①雑用水利用 ②水使用の合理化 ③その他
その他	①資源の有効利用 ②その他

(生物の多様性の保全)

<u>取組区分</u>	<u>取組</u>
水循環	①雨水浸透 ②その他
緑化	①緑の量の確保 ②生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保 ③生きものの生息生育環境に配慮した緑地等の形成 ④植栽による良好な景観形成 ⑤生きものの生息生育環境等に配慮した維持・管理・利用 ⑥その他
生物多様性の創出	①生物多様性に配慮した設計 ②生物多様性に配慮した調達 ③グリーンインフラの整備 ④自然資源の活用 ⑤その他

別表第 10 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組

(気候変動への適応)

<u>取組区分</u>	<u>取組</u>
ヒートアイランド対策	①建築物等からの熱の影響の低減 ②EV 及び PHEV 用充電設備の設置 ③その他
その他	①健康対策 ②その他

(災害に対する強じん性)

(新設)

取組区分	取組
自然災害への適応	①自然災害リスクの軽減及び回避 ②自然災害発生時の対応力向上 ③その他
その他	①蓄エネ設備の導入 ②その他

別表第 11 単位発熱量をゼロとするその他知事が認める熱	(新設)		
<table border="1"> <tr> <td>単位発熱量ゼロ</td> <td>①別表第 4 による全ての脱炭素エネルギー ②他事業者へ提供しなければ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条に規定する判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱</td> </tr> </table>	単位発熱量ゼロ	①別表第 4 による全ての脱炭素エネルギー ②他事業者へ提供しなければ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条に規定する判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱	
単位発熱量ゼロ	①別表第 4 による全ての脱炭素エネルギー ②他事業者へ提供しなければ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条に規定する判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱		

別表第 12 熱のエネルギー効率の評価	別表第 5 熱のエネルギー効率の評価																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給する熱のエネルギー効率の値</th> <th>評 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.90 以上</td> <td>A A</td> </tr> <tr> <td>0.85 以上 0.90 未満</td> <td>A +</td> </tr> <tr> <td>0.80 以上 0.85 未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>0.73 以上 0.80 未満</td> <td>A -</td> </tr> <tr> <td>0.70 以上 0.73 未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>0.70 未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	供給する熱のエネルギー効率の値	評 価	0.90 以上	A A	0.85 以上 0.90 未満	A +	0.80 以上 0.85 未満	A	0.73 以上 0.80 未満	A -	0.70 以上 0.73 未満	B	0.70 未満	C	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給する熱のエネルギー効率の値</th> <th>評 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.90 以上</td> <td>A A</td> </tr> <tr> <td>0.85 以上 0.90 未満</td> <td>A +</td> </tr> <tr> <td>0.80 以上 0.85 未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>0.73 以上 0.80 未満</td> <td>A -</td> </tr> <tr> <td>0.70 以上 0.73 未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>0.70 未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	供給する熱のエネルギー効率の値	評 価	0.90 以上	A A	0.85 以上 0.90 未満	A +	0.80 以上 0.85 未満	A	0.73 以上 0.80 未満	A -	0.70 以上 0.73 未満	B	0.70 未満	C
供給する熱のエネルギー効率の値	評 価																												
0.90 以上	A A																												
0.85 以上 0.90 未満	A +																												
0.80 以上 0.85 未満	A																												
0.73 以上 0.80 未満	A -																												
0.70 以上 0.73 未満	B																												
0.70 未満	C																												
供給する熱のエネルギー効率の値	評 価																												
0.90 以上	A A																												
0.85 以上 0.90 未満	A +																												
0.80 以上 0.85 未満	A																												
0.73 以上 0.80 未満	A -																												
0.70 以上 0.73 未満	B																												
0.70 未満	C																												

別記第1号様式 特定開発区域等脱炭素化方針

第1号様式 その1

特定開発区域等脱炭素化方針

1 特定開発事業者の氏名及び住所		<input type="checkbox"/> 変更後の脱炭素化方針の場合	
特定開発事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）		
2 特定開発事業の概要及び特定開発区域の範囲			
(1) 特定開発事業の名称等			
特定開発事業の名称			
特定開発区域の所在地			
(2) 特定開発事業の規模等			
工事期間（予定）	工事着手	工事完了	
	年 月	年 月	
特定開発区域の面積		㎡	
棟数		棟	
総建築面積		㎡	
総延べ面積		㎡	
都市開発諸制度等の名称			
(3) 建築物の規模等			
	名称	用途・延べ面積・階数	
1	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
2	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
3	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
4	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
5	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
6	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
7	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
8	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
3 特定開発区域等脱炭素化方針の公表の担当部署及び方法			
担当部署		電話番号	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格A列4番)

備考 「都市開発諸制度等の名称」の欄には、特定開発区域内に、総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までに規定するものをいう。）を適用して計画する建築物又は再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項に規定するものをいう。）のうち地区整備計画が定められている区域、高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に規定するものをいう。）、特定街区（都市計画法第8条第1項第4号に規定するものをいう。）内の建築物がある場合に、その制度又は区域の名称を記入すること。

別記第1号様式 エネルギー有効利用計画書

第1号様式 その1

エネルギー有効利用計画書

1 特定開発事業者の氏名及び住所		<input type="checkbox"/> 変更後の計画書の場合	
特定開発事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）		
2 特定開発事業の概要及び特定開発区域の範囲			
(1) 特定開発事業の名称等			
特定開発事業の名称			
特定開発区域の所在地			
(2) 特定開発事業の規模等			
工事期間（予定）	工事着手	工事完了	
	年 月	年 月	
特定開発区域の面積		㎡	
棟数		棟	
総建築面積		㎡	
総延べ面積		0.00 ㎡	
都市開発諸制度等の名称			
(3) 建築物の規模等			
	名称	用途・延べ面積・階数	
1	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
2	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
3	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
4	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
5	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
6	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
7	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
8	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	延べ面積	㎡ 地上 階 地下 階
3 エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法			
担当部署		電話番号	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格A列4番)

備考 「都市開発諸制度等の名称」の欄には、特定開発区域内に、総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までに規定するものをいう。）を適用して計画する建築物又は再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項に規定するものをいう。）のうち地区整備計画が定められている区域、高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に規定するものをいう。）、特定街区（都市計画法第8条第1項第4号に規定するものをいう。）内の建築物がある場合に、その制度又は区域の名称を記入すること。

その2

4 脱炭素化の推進に向けた目標値の設定

4-1 省エネルギー性能目標値の設定

(1) 省エネルギー性能目標値

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能目標値	
					建築物の熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用の合理化
1	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
2	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
3	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
4	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
5	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		

(日本産業規格A列4番)

その2

4 省エネルギー性能目標値

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能目標値	
					建築物の熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用の合理化(EER)
1	建築物の高さ	m	住宅等	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	病院等	m <sup>2</sup>		
	構造		百貨店等	m <sup>2</sup>		
			事務所等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会場等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
2	建築物の高さ	m	住宅等	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	病院等	m <sup>2</sup>		
	構造		百貨店等	m <sup>2</sup>		
			事務所等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会場等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
3	建築物の高さ	m	住宅等	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	病院等	m <sup>2</sup>		
	構造		百貨店等	m <sup>2</sup>		
			事務所等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会場等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
4	建築物の高さ	m	住宅等	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	病院等	m <sup>2</sup>		
	構造		百貨店等	m <sup>2</sup>		
			事務所等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会場等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
5	建築物の高さ	m	住宅等	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	病院等	m <sup>2</sup>		
	構造		百貨店等	m <sup>2</sup>		
			事務所等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会場等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		

(日本産業規格A列4番)

その3

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能目標値	
					建築物の熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用の合理化
6	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	ホテル等	m		
	構造		病院等	m		
			百貨店等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		
7	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	ホテル等	m		
	構造		病院等	m		
			百貨店等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		
8	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	ホテル等	m		
	構造		病院等	m		
			百貨店等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		

(2) 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法

ア 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

イ 特別大規模特定建築物における設備システムごとの一次エネルギー消費量

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

エ 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

その3

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能目標値	
					建築物の熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用の合理化 (ERR)
6	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	病院等	m		
	構造		百貨店等	m		
			事務所等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		
7	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	病院等	m		
	構造		百貨店等	m		
			事務所等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		
8	建築物の高さ	m	住宅	m	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m		
	地下	階	病院等	m		
	構造		百貨店等	m		
			事務所等	m		
			学校等	m		
			飲食店等	m		
			集会所等	m		
			工場等	m		
			その他	m		
		合計	0.00	m		

五 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法

(1) 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

(2) 特別大規模特定建築物における設備システムごとの一次エネルギー消費量

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

(3) 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率

計測を行う                       計測を行わない  
 予測値を設定する               予測値を設定しない

6 特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器の運転及び制御方法の調整の有無

実施する                           実施しない

その4

4-2 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定

(1) 再生可能エネルギー（電気）の利用の割合に関する目標値

年間エネルギー需要量（電気）		MWh
再生可能エネルギー（電気）の利用量		MWh
	目標値	%
再生可能エネルギー（電気）の利用の割合	目標値の達成時期	<input type="checkbox"/> 稼働時（ 年）
		<input type="checkbox"/> 運用時（ 年）
		<input type="checkbox"/> 2050年時

(2) 再生可能エネルギー（熱）の利用の割合に関する目標値

年間エネルギー需要量（熱）		MJ
再生可能エネルギー（熱）の利用量		MJ
	目標値	%
再生可能エネルギー（熱）の利用の割合	目標値の達成時期	<input type="checkbox"/> 稼働時（ 年）
		<input type="checkbox"/> 運用時（ 年）
		<input type="checkbox"/> 2050年時

5 脱炭素化の推進に向けた目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針

温室効果ガスの削減方針	
稼働時（ 年）	
運用時（ 年）	
2050年時	

6 脱炭素化の推進に向けた設備等の導入及びエネルギー利用等に関する取組についての基本方針

基本方針

(日本産業規格A列4番)

その4

7 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果

(1) 利用可能エネルギーの有無

ア 特定開発区域等

<input type="checkbox"/> 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱	<input type="checkbox"/> 下水処理水の熱
<input type="checkbox"/> 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱	
<input type="checkbox"/> 河川水の熱	
<input type="checkbox"/> 海水の熱	
<input type="checkbox"/> 建築物の空気調和に伴い排出される熱	
<input type="checkbox"/> 地下式構造の鉄道から排出される熱	
<input type="checkbox"/> 太陽光	
<input type="checkbox"/> その他（ )	

イ 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区の区域

<input type="checkbox"/> 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱	<input type="checkbox"/> 下水処理水の熱
<input type="checkbox"/> 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱	
<input type="checkbox"/> 河川水の熱	
<input type="checkbox"/> 海水の熱	
<input type="checkbox"/> 建築物の空気調和に伴い排出される熱	

立 特定開発区域等の境界から1kmの範囲の区域（イの区域を除く。）

<input type="checkbox"/> 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱	<input type="checkbox"/> 下水処理水の熱
<input type="checkbox"/> 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱	
<input type="checkbox"/> 河川水の熱	
<input type="checkbox"/> 海水の熱	

(2) 太陽光以外の利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討

ア 利用可能エネルギーの種類 ▼▼選択してください▼▼

(ア) 検討内容

<input type="checkbox"/> 基本条件の検討 ①東京都エネルギー有効利用指針別表第3に示す条件	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
②導管敷設上の制約の有無	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性	<input type="radio"/> 可能 <input type="radio"/> 不可能
<input type="checkbox"/> 詳細検討 ④利用可能なエネルギー量	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
⑤利用可能エネルギーが生じる施設側の改修予定	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
⑥当該施設側と特定開発事業との工事工程上の整合	<input type="radio"/> とれる <input type="radio"/> とれない

(イ) 設備の導入の可否

導入可能  導入は困難  その他（ )

設備の導入が困難な理由	
-------------	--

(日本産業規格A列4番)



その5

7 温室効果ガスの削減方針及び基本方針に基づく取組事項

7-1 エネルギーの効率的な利用に関する取組

建築物の名称	設備等の導入	主な取組内容
取組区分		
外皮断熱	<input type="checkbox"/> 高性能断熱材の使用 <input type="checkbox"/> 高性能遮熱・断熱窓 <input type="checkbox"/> 隙間風対策 <input type="checkbox"/> その他( )	
通風・採光	<input type="checkbox"/> 自然通風 <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> その他( )	
熱源・熱搬送設備	<input type="checkbox"/> 高効率熱源機器 <input type="checkbox"/> 高効率冷却塔 <input type="checkbox"/> 高効率空調ポンプ <input type="checkbox"/> 大温度差送水システム <input type="checkbox"/> 熱交換器の断熱 <input type="checkbox"/> その他( )	
空調・換気	<input type="checkbox"/> 高効率空調機 <input type="checkbox"/> 高効率パッケージ型空調機 <input type="checkbox"/> 高効率ファン <input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気遮断制御 <input type="checkbox"/> その他( )	
照明・電気設備	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備 <input type="checkbox"/> 高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯 <input type="checkbox"/> 照明の初期照度補正制御 <input type="checkbox"/> 照明のゾーニング制御 <input type="checkbox"/> 高効率変圧器 <input type="checkbox"/> 効率改善制御システム <input type="checkbox"/> その他( )	
給排水・給湯設備	<input type="checkbox"/> 高効率給水設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯ヒートポンプユニット <input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> 潜熱回収給湯器 <input type="checkbox"/> その他( )	
その他	<input type="checkbox"/> エレベーターの可変電圧可変周波数制御 <input type="checkbox"/> エレベーターの群管理制御 <input type="checkbox"/> テナント使用料に応じた空調料金課金 <input type="checkbox"/> その他( )	

(日本産業規格 A 列 4 番)

その5

イ 利用可能エネルギーの種類 ▼選択してください▼

(7) 検討内容

<input type="checkbox"/> 基本条件の検討 ①東京都エネルギー有効利用指針別表第3に示す条1	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
②導管敷設上の制約の有無	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性	<input type="radio"/> 可能 <input type="radio"/> 不可能
<input type="checkbox"/> 詳細検討 ④利用可能なエネルギー量	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
⑤利用可能エネルギーが生じる施設側の改修予定	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
⑥当該施設側と特定開発事業との工事工程上の整合	<input type="radio"/> とれる <input type="radio"/> とれない

(i) 設備の導入の可否

導入可能  導入は困難  その他( )

設備の導入が困難な理由

ウ 利用可能エネルギーの種類 ▼選択してください▼

(7) 検討内容

<input type="checkbox"/> 基本条件の検討 ①東京都エネルギー有効利用指針別表第3に示す条件	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
②導管敷設上の制約の有無	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性	<input type="radio"/> 可能 <input type="radio"/> 不可能
<input type="checkbox"/> 詳細検討 ④利用可能なエネルギー量	<input type="radio"/> 十分 <input type="radio"/> 不十分
⑤利用可能エネルギーが生じる施設側の改修予定	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
⑥当該施設側と特定開発事業との工事工程上の整合	<input type="radio"/> とれる <input type="radio"/> とれない

(i) 設備の導入の可否

導入可能  導入は困難  その他( )

設備の導入が困難な理由

(日本産業規格 A 列 4 番)

その6

建築物の名称 取組区分	設備等の導入	主な取組内容
外皮断熱	<input type="checkbox"/> 高性能断熱材の使用 <input type="checkbox"/> 高性能遮熱・断熱窓 <input type="checkbox"/> 隙間風対策 <input type="checkbox"/> その他( )	
通風・採光	<input type="checkbox"/> 自然通風 <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> その他( )	
熱源・熱搬送設備	<input type="checkbox"/> 高効率熱源機器 <input type="checkbox"/> 高効率冷却塔 <input type="checkbox"/> 高効率空調用ポンプ <input type="checkbox"/> 大温度差送水システム <input type="checkbox"/> 熱交換器の断熱 <input type="checkbox"/> その他( )	
空調・換気	<input type="checkbox"/> 高効率空調機 <input type="checkbox"/> 高効率パッケージ型空調機 <input type="checkbox"/> 高効率ファン <input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気遮断制御 <input type="checkbox"/> その他( )	
照明・電気設備	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備 <input type="checkbox"/> 高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯 <input type="checkbox"/> 照明の初期照度補正制御 <input type="checkbox"/> 照明のゾーニング制御 <input type="checkbox"/> 高効率変圧器 <input type="checkbox"/> 力率改善制御システム <input type="checkbox"/> その他( )	
給排水・給湯設備	<input type="checkbox"/> 高効率給水設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯ヒートポンプユニット <input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> 潜熱回収給湯器 <input type="checkbox"/> その他( )	
その他	<input type="checkbox"/> エレベーターの可変電圧可変周波数制御 <input type="checkbox"/> エレベーターの群管理制御 <input type="checkbox"/> テナント使用料に応じた空調料金課金 <input type="checkbox"/> その他( )	

(日本産業規格A列4番)

その6

(3) 太陽光を利用するための設備の導入の検討

ア 検討内容

- ① 特定開発区域の周辺の日射遮蔽物の有無  ない  ある
- ② 特定開発区域内での日照の確保の程度  十分  不十分
- 冬季  
年間
- ③ 利用設備の種類  太陽光発電  太陽熱利用
- ④ 日照条件に適する利用設備の設置箇所の有無  ない  ある
- ⑤ 日射条件に適する建築物等の名称及び設置箇所

建築物の名称	設置箇所

イ 導入の可否

- 導入する  引き続き導入を検討する  導入を見送る

導入を見送る又は引き続き  
導入を検討する理由

(4) 利用可能エネルギー以外の再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する設備の導入の有無

- 地中熱利用ヒートポンプ  バイオマス熱利用設備 ( )
- バイオマス発電設備 ( )  その他 ( )

(日本産業規格A列4番)

その7

7-2 エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組

(1) 脱炭素エネルギー（電気）を利用するための設備の導入

種類	導入の可否	導入量	導入概要／導入が困難な理由
太陽光	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
風力	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
水力	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
バイオマス	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
一般廃棄物の焼却施設における廃棄物の焼却による発電	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
その他	<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	

(2) 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入

ア 利用可能な脱炭素エネルギー（熱）の有無

(f) 特定開発区域等

- 太陽熱 バイオマス熱 地中熱 下水処理水の熱 河川水の熱 海水の熱  
一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱  
建築物の空調に伴い排出される熱 地下式構造の鉄道から排出される熱  
その他（ ）

(g) 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区

- 下水処理水の熱 河川水の熱 海水の熱  
一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱  
建築物の空調に伴い排出される熱

(h) 特定開発区域等の境界から1キロメートルの範囲の区域（(f)の区域を除く。）

- 下水処理水の熱 河川水の熱 海水の熱  
一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱

イ 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入の検討

①利用可能な脱炭素エネルギー（熱）の種類 種類を選択してください

(f) 検討内容

- 基本条件の検討 ①東京都特定開発区域等脱炭素化指針別表第6に示す条件 ○十分 ○不十分 ○該当なし  
 ②導管敷設上の制約の有無 ○ある ○ない  
 ③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性 ○可能 ○不可能 ○該当なし  
詳細検討 ④利用可能な脱炭素エネルギー（熱）量 ○十分 ○不十分  
 ⑤利用可能な脱炭素エネルギー（熱）が生じる施設側の改修予定 ○ある ○ない  
 ⑥当該施設と特定開発事業との工事工程上の整合 ○とれる ○とれない

(g) 設備の導入の可否

導入の可否	導入量	導入概要／導入が困難な理由
<input type="checkbox"/> 導入可能 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	MJ	

(日本産業規格A列4番)

その7

8 地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果

(1) 基本条件の検討

ア 特定開発事業の概要

① 建築物の棟数  棟 住宅の総戸数  戸

② 用途別延べ面積

住宅等	0.00 m <sup>2</sup>	学校等	0.00 m <sup>2</sup>
ホテル等	0.00 m <sup>2</sup>	飲食店等	0.00 m <sup>2</sup>
病院等	0.00 m <sup>2</sup>	集会場等	0.00 m <sup>2</sup>
百貨店等	0.00 m <sup>2</sup>	工場等	0.00 m <sup>2</sup>
事務所等	0.00 m <sup>2</sup>	その他	0.00 m <sup>2</sup>
		合計	0.00 m <sup>2</sup>

③ ②のうち特殊用途の延べ面積

電算	m <sup>2</sup>	劇場・ホール	m <sup>2</sup>
アトリウム空間	m <sup>2</sup>	その他（ ）	m <sup>2</sup>

イ 周辺の開発の動向

- 周辺の開発が近々見込まれる  
 周辺の開発が見込まれるが、当面の動きはない  
 周辺の開発の見込みは現時点ではない  
 その他（ ）

ウ 利用可能エネルギーの有無

エ 他の地域エネルギー供給事業者等の有無

- 既存地域エネルギー供給事業者の有無  ある  ない  
 (特定開発事業の実施前に既に存在する地域冷暖房区域の有無)  
 他の地域エネルギー供給事業者の有無  ある  ない  
 (特定開発区域に隣接し、又は近接する区域に存在する地域冷暖房区域の有無)

オ 熱需要の予測

年間冷熱需要	GJ	最大冷熱需要	MJ/h
年間温熱需要	GJ	最大温熱需要	MJ/h

カ 負荷変動の状況（熱負荷特性）

キ 熱需要密度（特定開発区域の敷地面積に対する1時間当たりの最大冷熱需要）

MJ/h・ha

(日本産業規格A列4番)

備考「他の地域エネルギー供給事業者等」とは、他の地域エネルギー供給事業者及び既存地域エネルギー供給事業者をいう。

その8

②利用可能な脱炭素エネルギー（熱）の種類 種類を選択してください

(7) 検討内容

□基本条件の検討	①東京都特定開発区域等脱炭素化指針別表第6に示す条件	○十分	○不十分	○該当なし
	②導管敷設上の制約の有無	○ある	○ない	
□詳細検討	③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性	○可能	○不可能	○該当なし
	④利用可能な脱炭素エネルギー（熱）量	○十分	○不十分	
	⑤利用可能な脱炭素エネルギー（熱）が生じる施設側の改修予定	○ある	○ない	
	⑥当該施設側と特定開発事業との工事工程上の整合	○とれる	○とれない	

(4) 設備の導入の可否

導入の可否	導入量	導入概要／導入が困難な理由
□導入可能		
□導入は困難	MI	
□その他（ ）		

③利用可能な脱炭素エネルギー（熱）の種類 種類を選択してください

(7) 検討内容

□基本条件の検討	①東京都特定開発区域等脱炭素化指針別表第6に示す条件	○十分	○不十分	○該当なし
	②導管敷設上の制約の有無	○ある	○ない	
□詳細検討	③河川水、海水の取水、放水設備等設置の可能性	○可能	○不可能	○該当なし
	④利用可能な脱炭素エネルギー（熱）量	○十分	○不十分	
	⑤利用可能な脱炭素エネルギー（熱）が生じる施設側の改修予定	○ある	○ない	
	⑥当該施設側と特定開発事業との工事工程上の整合	○とれる	○とれない	

(4) 設備の導入の可否

導入の可否	導入量	導入概要／導入が困難な理由
□導入可能		
□導入は困難	MI	
□その他（ ）		

(3) (1)、(2)以外による脱炭素エネルギーの利用

取組	実施の有無	利用規模	利用概要／取組が困難な理由
特定開発区域等の範囲外に設置した脱炭素エネルギー（電気）発電設備から得られた電気の特定開発区域内における消費	<input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> 実施は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kW	
小売事業者を介した、特定開発区域内における脱炭素エネルギーの供給	<input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> 実施は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kWh MI	
特定開発事業の用に供する脱炭素エネルギー由来の環境価値の調達	<input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> 実施は困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	kWh MI	

(日本産業規格A列4番)

その8

ク 基本条件のまとめ

地域冷暖房を導入しない

導入しない理由	
---------	--

(2) 詳細検討

ア 熱供給プラントの設置スペース

<input type="radio"/> 確保できる	熱供給プラントの位置 (建築物の名称)	
<input type="radio"/> 困難	困難な理由	

イ 導管ルート  確保できる  困難

困難な理由	
-------	--

ウ 他の地域エネルギー供給事業者等が設置する熱供給プラントから供給される熱の利用

(7) 他の地域エネルギー供給事業者等がエネルギー供給を行う区域

地域冷暖房区域の名称 ( )

他の地域エネルギー供給事業者等の名称 ( )

(4) 他の地域エネルギー供給事業者等が供給する熱のエネルギー効率・評価

エネルギー効率		評価	
---------	--	----	--

(7) 他の地域エネルギー供給事業者等の利用可能エネルギーの利用状況

利用可能エネルギーの種類 ( )

年間利用量	GJ	kWh
-------	----	-----

(エ) 他の地域エネルギー供給事業者等の熱供給条件

熱媒体の種類	<input type="checkbox"/> 冷水 <input type="checkbox"/> 温水 <input type="checkbox"/> 蒸気
供給温度	℃
供給圧力	MPa
その他の条件	

(4) 他の地域エネルギー供給事業者等と協議を行った内容

① 熱供給導管の敷設状況及び敷設計画（熱供給導管敷設の必要性等）

(日本産業規格A列4番)

備考「他の地域エネルギー供給事業者等」とは、他の地域エネルギー供給事業者及び既存地域エネルギー供給事業者をいう

その9

7-3 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギー供給に関する取組

(1) 共通条件

ア 特定開発事業の概要

① 建築物の棟数  棟 住宅の総戸数  戸

② 用途別延べ面積

住宅	㎡	学校等	㎡
事務所等	㎡	飲食店等	㎡
ホテル等	㎡	集会所等	㎡
病院等	㎡	工場等	㎡
百貨店等	㎡	その他	㎡
合 計			㎡

③ ②のうち特殊用途の延べ面積

電算	㎡	劇場・ホール	㎡
アトリウム空間	㎡	その他 ( )	㎡

イ 周辺開発の動向

- 周辺の開発が近々見込まれる
- 周辺の開発が見込まれるが、当面の動きはない
- 周辺の開発の見込みは現時点ではない
- その他 ( )

(2) 地域冷暖房の導入

ア 基本条件の検討

(7) 他の地域エネルギー供給事業者等の有無

既存地域エネルギー供給事業者の有無 ある ない

(特定開発事業の実施前に既に存在する地域冷暖房区域の有無)

他の地域エネルギー供給事業者の有無 ある ない

(特定開発区域に隣接し、又は近接する区域に存在する地域冷暖房機器の有無)

(f) 熱需要の予測

年間冷熱需要	GJ	最大冷熱需要	MJ/h
年間温熱需要	GJ	最大温熱需要	MJ/h

(g) 負荷変動の状況 (熱負荷特性)

(h) 熱需要密度 (特定開発区域の敷地面積対する1時間当たりの最大冷熱需要)

MJ/h・ha

(i) 基本条件のまとめ

地域冷暖房を導入しない

導入しない理由

(日本産業規格A列4番)

備考 「他の地域エネルギー供給事業者等」とは、他の地域エネルギー供給事業者及び既存地域エネルギー供給事業者をいう。

その9

② 熱供給プラントの設備容量及び熱供給余地 (サブプラントの必要性等)

③ 熱供給施設側の工事と建築物における工事との工程等の整合

④ 熱供給の供給条件 (熱媒体の種類、温度、圧力等)

エ 詳細検討のまとめ

地域冷暖房を導入する  地域冷暖房を導入しない

導入しない理由

9 地域冷暖房を導入しない場合の熱源機器の概要

(1) 熱源機器の概要

- 中央熱源 (セントラル) 方式
- 個別熱源方式
- 上記の併用方式

(2) 熱源機器の効率等

- 最高水準の効率  標準的な水準の効率  最低水準の効率
- 台数分割
- 大温度差送水

(3) 冷却塔の性能

- 高効率冷却塔を導入する  標準的な効率の冷却塔を導入する
- 対象なし

(4) 蓄熱槽

- 蓄熱槽を導入する 導入する蓄熱槽 ( )
- 蓄熱槽を導入しない

(5) 熱電併給設備

- 熱電併給設備を導入する  最高水準  標準的な水準  最低水準
- 熱電併給設備は導入しない

10 その他

(日本産業規格A列4番)

その10

イ 詳細検討

(7) 熱供給プラントの設置スペース

<input type="checkbox"/> 確保できる	熱供給プラントの位置 (建築物の名称)	
<input type="checkbox"/> 困難	困難な理由	

(4) 導管ルート  確保できる  困難

困難な理由	
-------	--

(9) 他の地域エネルギー供給事業者等が設置する熱供給プラントから供給される熱の利用

a 他の地域エネルギー供給事業者等がエネルギー供給を行う区域

地域冷暖房区域の名称 ( )  
 他の地域エネルギー供給事業者等の名称 ( )

b 他の地域エネルギー供給事業者等が供給する熱のエネルギー効率・評価

エネルギー効率		評価	
---------	--	----	--

c 他の地域エネルギー供給事業者等の熱供給条件

熱媒体の種類	冷水	温水	蒸気
供給温度	℃	℃	℃
供給圧力	Mpa	Mpa	Mpa
その他の条件			

d 他の地域エネルギー供給事業者等と協議を行った内容

① 熱供給導管の敷設状況及び敷設計画 (熱供給導管敷設の必要性等)

--

② 熱供給プラントの設備容量及び熱供給余地 (サブプラントの必要性等)

--

③ 熱供給施設側の工事と建築物における工事との工程等の整合

--

④ 熱供給の供給条件 (熱媒体の種類、温度、圧力等)

--

(15) 詳細検討のまとめ

地域冷暖房を導入する  他の地域エネルギー供給事業者等から熱を受け入れる  地域冷暖房を導入しない

導入しない理由	
---------	--

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 「他の地域エネルギー供給事業者等」とは、他の地域エネルギー供給事業者及び既存地域エネルギー供給事業者をいう。

その11

(3) 地域冷暖房以外のエネルギー供給の導入

ア 基本条件の検討

(1) 特定送配電事業者の有無

特定送配電事業者の有無 ある ない

(2) 電力需要の予測

年間電力需要 MWh 最大電力需要 kW

(3) 負荷変動の状況（電力負荷特性）

--

(4) 基本条件のまとめ

--

地域冷暖房以外のエネルギー供給を導入しない

導入しない理由

イ 詳細検討

(1) 送電設備・配電設備の設置スペース

<input type="radio"/> 確保できる	建築物の名称	
<input type="radio"/> 困難	困難な理由	

(2) 送配電ルート

確保できる 困難

困難な理由

(3) 詳細検討のまとめ

地域冷暖房以外のエネルギー供給を導入する

地域冷暖房以外のエネルギー供給を導入しない

導入しない理由

(4) 地域冷暖房を導入しない場合の熱源機器の概要

ア 熱源機器の概要

中央熱源（セントラル）方式 個別熱源方式 左記の併用方式

イ 熱源機器の効率等

最高水準の効率 標準的な水準の効率 最低水準の効率  
台数分割 大温度差送水

ウ 冷却塔の性能

高効率冷却塔を導入する 標準的な効率の冷却塔を導入する 対象なし

エ 蓄熱槽

蓄熱槽を導入する 導入する蓄熱槽（ ） 蓄熱槽を導入しない

オ 熱電併給設備

熱源併給設備を導入する 最高水準 標準的な水準 最低水準 熱源併給設備を導入しない

(日本産業規格A列4番)

その12

7-4 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギー使用の合理化のための業務の高度化に関する取組

取組区分	取組	主な取組内容／導入しない場合の理由
エネルギーマネジメントシステム	<input type="checkbox"/> エネルギーの計測 <input type="checkbox"/> 最大電力需要の把握及び制御 <input type="checkbox"/> 需給調整機能 <input type="checkbox"/> デマンドレスポンス制御及び遠隔監視・制御 <input type="checkbox"/> 熱エネルギーのマネジメント <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
エネルギーマネジメント体制	<input type="checkbox"/> 事業者間の連携による管理・運営 <input type="checkbox"/> 単一事業体による管理・運営 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	

7-5 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組

(1) 資源の適正利用

取組区分	取組	主な取組内容／導入しない場合の理由
持続可能な低炭素資材等の利用	<input type="checkbox"/> 躯体材料における低炭素資材等の利用 <input type="checkbox"/> 躯体材料以外における低炭素資材等の利用 <input type="checkbox"/> 持続可能な型枠の利用 <input type="checkbox"/> オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
建設に係る環境負荷低減への配慮	<input type="checkbox"/> 建設時CO <sub>2</sub> 排出量の把握・削減の取組 <input type="checkbox"/> 建設副産物の有効利用及び適正処理 <input type="checkbox"/> 建設重機の低炭素化／ICT施工 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
長寿命化等	<input type="checkbox"/> 維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再利用対策 <input type="checkbox"/> 躯体の劣化対策 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
持続可能な水利用	<input type="checkbox"/> 雑用水利用 <input type="checkbox"/> 水使用の合理化 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
その他	<input type="checkbox"/> 資源の有効利用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	

(2) 生物の多様性の保全

取組区分	取組	主な取組内容／導入しない場合の理由
水循環	<input type="checkbox"/> 雨水浸透 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
緑化	<input type="checkbox"/> 緑の量の確保 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境に配慮した緑地等の形成 <input type="checkbox"/> 植栽による良好な景観形成 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境等に配慮した維持・管理・利用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
生物多様性の創出	<input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した設計 <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した調達 <input type="checkbox"/> グリーンインフラの整備 <input type="checkbox"/> 自然資源の活用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	

(日本産業規格A列4番)



その13

7-6 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組

(1) 気候変動への適応

取組区分	取組	主な取組内容／導入しない場合の理由
ヒートアイランド対策	<input type="checkbox"/> 建築物等からの熱の影響の低減 <input type="checkbox"/> EV及びPHEV用充電設備の設置 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
その他	<input type="checkbox"/> 健康対策 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	

(2) 災害に対する強じん性

取組区分	取組	主な取組内容／導入しない場合の理由
自然災害への適応	<input type="checkbox"/> 自然災害リスクの軽減及び回避 <input type="checkbox"/> 自然災害発生時の対応力向上 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	
その他	<input type="checkbox"/> 蓄エネ設備の導入 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入しない	

8 その他

第2号様式 その1

特定開発区域等脱炭素化報告書

1 特定開発事業者の氏名及び住所

事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

2 特定開発事業の概要及び特定開発区域の範囲

(1) 特定開発事業の名称等

特定開発事業の名称	
特定開発区域の所在地	

(2) 特定開発事業の規模等

工事期間	工事着手	年	月	工事完了	年	月
特定開発区域の面積						
棟数						
総建築面積						
総延べ面積						
都市開発諸制度等の名称						

(3) 建築物の規模等

1	名称	用途・延べ面積・階数					
		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
2		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
3		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
4		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
5		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
6		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
7		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	
8		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 工場等	<input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 百貨店等 (	<input type="checkbox"/> 学校等 )
	延べ面積	m	地上	階	地下	階	

3 特定開発区域等脱炭素化報告書の公表の担当部署及び方法

担当部署		電話番号	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ	<input type="checkbox"/> 窓口で閲覧	<input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他

(日本産業規格A列4番)

備考 「都市開発諸制度等の名称」の欄には、特定開発区域内に、総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までに規定するものをいう。）を適用して計画する建築物又は再開発等促進地区（都市計画法第12条の5第3項に規定するものをいう。）のうち地区整備計画が定められている区域、高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号に規定するものをいう。）、特定街区（都市計画法第8条第1項第4号に規定するものをいう。）内の建築物がある場合に、その制度又は区域の名称を記入すること。

その2

4 脱炭素化の推進に向けた目標値の実績

4-1 省エネルギー性能実績値

(1) 省エネルギー性能実績値

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能実績値	
					建築物の 熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用 の合理化
1	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
2	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
3	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
4	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		
5	建築物の高さ	m	住宅	m <sup>2</sup>	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	m <sup>2</sup>		
	地下	階	ホテル等	m <sup>2</sup>		
	構造		病院等	m <sup>2</sup>		
			百貨店等	m <sup>2</sup>		
			学校等	m <sup>2</sup>		
			飲食店等	m <sup>2</sup>		
			集会所等	m <sup>2</sup>		
			工場等	m <sup>2</sup>		
			その他	m <sup>2</sup>		
		合計	0.00	m <sup>2</sup>		

(日本産業規格 A 列 4 番)

その3

	建築物の名称	階数	用途	延べ面積	省エネルギー性能実績値	
					建築物の熱負荷の低減	設備システムのエネルギー使用の合理化
6	建築物の高さ	m	住宅	㎡	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	㎡		
	地下	階	ホテル等	㎡		
	構造		病院等	㎡		
			百貨店等	㎡		
			学校等	㎡		
			飲食店等	㎡		
			集会所等	㎡		
			工場等	㎡		
			その他	㎡		
		合計	0.00	㎡		
7	建築物の高さ	m	住宅	㎡	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	㎡		
	地下	階	ホテル等	㎡		
	構造		病院等	㎡		
			百貨店等	㎡		
			学校等	㎡		
			飲食店等	㎡		
			集会所等	㎡		
			工場等	㎡		
			その他	㎡		
		合計	0.00	㎡		
8	建築物の高さ	m	住宅	㎡	等級を選択してください	
	地上	階	事務所等	㎡		
	地下	階	ホテル等	㎡		
	構造		病院等	㎡		
			百貨店等	㎡		
			学校等	㎡		
			飲食店等	㎡		
			集会所等	㎡		
			工場等	㎡		
			その他	㎡		
		合計	0.00	㎡		

(2) 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法

ア 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量

<input type="radio"/> 計測している	<input type="radio"/> 計測していない
<input type="radio"/> 予測値を設定している	<input type="radio"/> 予測値を設定していない

イ 特別大規模特定建築物における設備システムごとの一次エネルギー消費量

<input type="radio"/> 計測している	<input type="radio"/> 計測していない
<input type="radio"/> 予測値を設定している	<input type="radio"/> 予測値を設定していない

ウ 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率

<input type="radio"/> 計測している	<input type="radio"/> 計測していない
<input type="radio"/> 予測値を設定している	<input type="radio"/> 予測値を設定していない

(日本産業規格 A 列 4 番)

その4

4-2 再生可能エネルギーの利用の割合に関する実績値

(1) 再生可能エネルギー（電気）の利用の割合に関する実績値

年間エネルギー需要量（電気）		MWh
再生可能エネルギー（電気）の利用量		MWh
再生可能エネルギー（電気）の利用の割合	実績値	%
	目標値	%
	目標値の達成時期	<input type="checkbox"/> 稼働時（ 年） <input type="checkbox"/> 運用時（ 年） <input type="checkbox"/> 2050年時

(2) 再生可能エネルギー（熱）の利用の割合に関する実績値

年間エネルギー需要量（熱）		MJ
再生可能エネルギー（熱）の利用量		MJ
再生可能エネルギー（熱）の利用の割合	実績値	%
	目標値	%
	目標値の達成時期	<input type="checkbox"/> 稼働時（ 年） <input type="checkbox"/> 運用時（ 年） <input type="checkbox"/> 2050年時

5 脱炭素化の推進に向けた目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針

温室効果ガスの削減方針	
稼働時（ 年）	
運用時（ 年）	
2050年時	

6 脱炭素化の推進に向けた設備等の導入及びエネルギー利用等に関する取組についての基本方針

基本方針

その5

7 温室効果ガスの削減方針及び基本方針に基づく取組実績

7-1 エネルギーの効率的な利用に関する取組実績

建築物の名称	設備等の導入	主な取組内容
取組区分		
外皮断熱	<input type="checkbox"/> 高性能断熱材の使用 <input type="checkbox"/> 高性能遮熱・断熱窓 <input type="checkbox"/> 隙間風対策 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
通風・採光	<input type="checkbox"/> 自然通風 <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
熱源・熱搬送設備	<input type="checkbox"/> 高効率熱源機器 <input type="checkbox"/> 高効率冷却塔 <input type="checkbox"/> 高効率空調用ポンプ <input type="checkbox"/> 大温度差送水システム <input type="checkbox"/> 熱交換器の断熱 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
1 空調・換気	<input type="checkbox"/> 高効率空調機 <input type="checkbox"/> 高効率パッケージ型空調機 <input type="checkbox"/> 高効率ファン <input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気遮断制御 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
照明・電気設備	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備 <input type="checkbox"/> 高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯 <input type="checkbox"/> 照明の初期照度補正制御 <input type="checkbox"/> 照明のゾーニング制御 <input type="checkbox"/> 高効率変圧器 <input type="checkbox"/> 力率改善制御システム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
給排水・給湯設備	<input type="checkbox"/> 高効率給水設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯ヒートポンプユニット <input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> 潜熱回収給湯器 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他	<input type="checkbox"/> エレベーターの可変電圧可変周波数制御 <input type="checkbox"/> エレベーターの群管理制御 <input type="checkbox"/> テナント使用料に応じた空調料金課金 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(日本産業規格A列4番)

その6

建築物の名称		
取組区分	設備等の導入	主な取組内容
外皮断热	<input type="checkbox"/> 高性能断热材の使用 <input type="checkbox"/> 高性能遮热・断热窓 <input type="checkbox"/> 隙間風対策 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
通風・採光	<input type="checkbox"/> 自然通風 <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
熱源・熱搬送設備	<input type="checkbox"/> 高効率熱源機器 <input type="checkbox"/> 高効率冷却塔 <input type="checkbox"/> 高効率空調用ポンプ <input type="checkbox"/> 大温度差送水システム <input type="checkbox"/> 熱交換器の断热 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
2 空調・換気	<input type="checkbox"/> 高効率空調機 <input type="checkbox"/> 高効率パッケージ型空調機 <input type="checkbox"/> 高効率ファン <input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気遮断制御 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
照明・電気設備	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備 <input type="checkbox"/> 高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯 <input type="checkbox"/> 照明の初期照度補正制御 <input type="checkbox"/> 照明のゾーニング制御 <input type="checkbox"/> 高効率変圧器 <input type="checkbox"/> 力率改善制御システム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
給排水・給湯設備	<input type="checkbox"/> 高効率給水設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯ヒートポンプユニット <input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> 潜熱回収給湯器 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他	<input type="checkbox"/> エレベーターの可変電圧可変周波数制御 <input type="checkbox"/> エレベーターの群管理制御 <input type="checkbox"/> テナント使用料に応じた空調料金課金 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(日本産業規格 A 列 4 番)

その7

7-2 エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組実績

(1) 脱炭素エネルギー（電気）を利用するための設備の導入実績

種類	導入量	導入概要
種類を選択してください	kW	
種類を選択してください	kW	
種類を選択してください	kW	

(2) 脱炭素エネルギー（熱）を利用するための設備の導入実績

種類	導入区域	導入量	導入概要
種類を選択してください	種類を選択してください	MJ	
種類を選択してください	種類を選択してください	MJ	
種類を選択してください	種類を選択してください	MJ	

(3) (1)、(2)以外による脱炭素エネルギーの利用実績

取組	利用規模	利用概要
特定開発区域等の範囲外に設置した脱炭素エネルギー（電気）発電設備から得られた電気の特定開発区域内における消費	kW	
小売事業者を介した、特定開発区域内における脱炭素エネルギーの供給	電気	kWh
	熱	MJ
特定開発事業の用に供する脱炭素エネルギー由来の環境価値の調達	電気	kWh
	熱	MJ



その8

7-3 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギー供給に関する取組実績

(1) 地域冷暖房の導入実績

地域冷暖房を導入している (他の地域エネルギー供給事業者等からの熱の受入を含む。)  地域冷暖房を導入していない

ア 導入した地域冷暖房の概要

(7) 地域エネルギー供給事業者がエネルギー供給を行った区域

地域冷暖房区域の名称 ( )

地域エネルギー供給事業者の名称 ( )

(4) 地域エネルギー供給事業者が供給する熱のエネルギー効率・評価

エネルギー効率		評価	

(9) 地域エネルギー供給事業者の熱供給条件

熱媒体の種類	冷水	温水	蒸気
供給温度	℃	℃	℃
供給圧力	Mpa	Mpa	Mpa
その他の条件			

(2) 地域冷暖房以外のエネルギー供給の導入実績

地域冷暖房以外のエネルギー供給を導入している  地域冷暖房以外のエネルギー供給を導入していない

ア 導入したエネルギー供給の概要

(7) 電力供給形態

電力供給形態	<input type="checkbox"/> 特定送配電事業	<input type="checkbox"/> 特定供給	<input type="checkbox"/> その他 ( )

(4) 供給する電源の概要

(3) 地域冷暖房を導入しない場合の熱源機器の概要

ア 熱源機器の概要

<input type="checkbox"/> 中央熱源 (セントラル) 方式	<input type="checkbox"/> 個別熱源方式	<input type="checkbox"/> 左記の併用方式

イ 熱源機器の効率等

<input type="checkbox"/> 最高水準の効率	<input type="checkbox"/> 標準的な水準の効率	<input type="checkbox"/> 最低水準の効率
<input type="checkbox"/> 台数分割	<input type="checkbox"/> 大温度差送水	

ウ 冷却塔の性能

<input type="checkbox"/> 高効率冷却塔を導入している	<input type="checkbox"/> 標準的な効率の冷却塔を導入している	<input type="checkbox"/> 対象なし

エ 蓄熱槽

<input type="checkbox"/> 蓄熱槽を導入している	導入した蓄熱槽 ( )	<input type="checkbox"/> 蓄熱槽を導入していない

オ 熱電併給設備

<input type="checkbox"/> 熱源併給設備を導入している	<input type="radio"/> 最高水準	<input type="radio"/> 標準的な水準	<input type="radio"/> 最低水準	<input type="checkbox"/> 熱源併給設備を導入していない

(日本産業規格A列4番)

備考 「他の地域エネルギー供給事業者等」とは、他の地域エネルギー供給事業者及び既存地域エネルギー供給事業者をいう。

その9

7-4 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギー使用の合理化のための業務の高度化に関する取組実績

取組区分	取組	主な取組内容
エネルギーマネジメントシステム	<input type="checkbox"/> エネルギーの計測 <input type="checkbox"/> 最大電力需要の把握及び制御 <input type="checkbox"/> 需給調整機能 <input type="checkbox"/> デマンドレスポンス制御及び遠隔監視・制御 <input type="checkbox"/> 熱エネルギーのマネジメント <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
エネルギーマネジメント体制	<input type="checkbox"/> 事業者間の連携による管理・運営 <input type="checkbox"/> 単一事業体による管理・運営 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	

7-5 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組実績

(1) 資源の適正利用

取組区分	取組	主な取組内容
持続可能な低炭素資材等の利用	<input type="checkbox"/> 躯体材料における低炭素資材等の利用 <input type="checkbox"/> 躯体材料以外における低炭素資材等の利用 <input type="checkbox"/> 持続可能な型枠の利用 <input type="checkbox"/> オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
建設に係る環境負荷低減への配慮	<input type="checkbox"/> 建設時CO <sub>2</sub> 排出量の把握・削減の取組 <input type="checkbox"/> 建設副産物の有効利用及び適正処理 <input type="checkbox"/> 建設重機の低炭素化/ICT施工 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
長寿命化等	<input type="checkbox"/> 維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再利用対策 <input type="checkbox"/> 躯体の劣化対策 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
持続可能な水利用	<input type="checkbox"/> 雑用水利用 <input type="checkbox"/> 水使用の合理化 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
その他	<input type="checkbox"/> 資源の有効利用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	

(2) 生物の多様性の保全

取組区分	取組	主な取組内容
水循環	<input type="checkbox"/> 雨水浸透 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
緑化	<input type="checkbox"/> 緑の量の確保 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境に配慮した緑地等の形成 <input type="checkbox"/> 植栽による良好な景観形成 <input type="checkbox"/> 生きものの生息生育環境等に配慮した維持・管理・利用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
生物多様性の創出	<input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した設計 <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した調達 <input type="checkbox"/> グリーンインフラの整備 <input type="checkbox"/> 自然資源の活用 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	

(日本産業規格 A 列 4 番)

その10

7-6 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組実績

(1) 気候変動への適応

取組区分	取組	主な取組内容
ヒートアイランド対策	<input type="checkbox"/> 建築物等からの熱の影響の低減 <input type="checkbox"/> EV及びPHEV用充電設備の設置 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
その他	<input type="checkbox"/> 健康対策 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	

(2) 災害に対する強じん性

取組区分	取組	主な取組内容
自然災害への適応	<input type="checkbox"/> 自然災害リスクの軽減及び回避 <input type="checkbox"/> 自然災害発生時の対応力向上 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	
その他	<input type="checkbox"/> 蓄エネ設備の導入 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 導入していない	

8 その他

別記第3号様式 地域エネルギー供給計画書

第3号様式 その1

地域エネルギー供給計画書

変更後の計画書の場合

1 特定開発事業者の氏名及び住所並びに特定開発事業の名称及び特定開発区域の所在地

特定開発事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	
特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		

2 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

3 エネルギー供給を行う区域

エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
エネルギー供給を行う区域の面積	㎡

4 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況

エネルギー供給対象建築物	建築物の棟数	棟	総延べ面積	㎡
	主な用途	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会堂等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他		
供給対象の住戸数	戸			
熱需要の予測	最大冷熱需要	MJ/h		
	最大温熱需要	MJ/h		
	年間冷熱需要	GJ		
	年間大熱需要	GJ		
電力需要の予測	最大電力需要	kW		
	年間電力需要	MWh		

5 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法

担当部署		電話番号	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格A列4番)

別記第2号様式 地域エネルギー供給計画書

第2号様式 その1

地域エネルギー供給計画書

変更後の計画書の場合

1 特定開発事業者の氏名及び住所並びに特定開発事業の名称及び特定開発区域の所在地

特定開発事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	
特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		

2 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

3 エネルギー供給を行う区域

エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
エネルギー供給を行う区域の面積	㎡

4 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況

エネルギー供給対象建築物	建築物の棟数	棟	総延べ面積	㎡
	主な用途	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会堂等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他		
供給対象の住戸数	戸			
熱需要の予測	最大冷熱需要	MJ/h		
	最大温熱需要	MJ/h		
	年間冷熱需要	GJ		
	年間温熱需要	GJ		
電力需要の予測	最大電力需要	kW		
	年間電力需要	MWh		

5 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法

担当部署		電話番号	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格A列4番)

その2

6 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類

供給するエネルギーの種類 及び量並びに熱媒体の種類 (供給能力)	冷 水	MJ/h
	温 水	MJ/h
	蒸 気	MJ/h
	電 気	kW
熱媒体の温度 (°C)	冷 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
	温 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
熱媒体の圧力 (Mpa)	冷 水 ( )	
	温 水 ( )	
	蒸 気 ( )	
その他の熱供給の条件		

7 利用する脱炭素エネルギーの概要

脱炭素エネルギーの設備導入に関する取組の概要 (供給区域内外問わず)			
小売事業者を介して、脱炭素エネルギーを特定開発区域内に供給する取組の概要			
特定開発事業の用に供する脱炭素エネルギー由来の環境価値を調達する取組の概要			
利用する脱炭素エネルギーの種類及び年間利用量 (予定)	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ

8 供給するエネルギーの効率の値及び評価

熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

9 窒素酸化物の濃度

	ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)
--	-----------------------

(日本産業規格 A 列 4 番)

その2

6 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類

供給するエネルギーの種類 及び量並びに熱媒体の種類 (供給能力)	冷 水	MJ/h
	温 水	MJ/h
	蒸 気	MJ/h
	電 気	kW
熱媒体の温度 (°C)	冷 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
	温 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
熱媒体の圧力 (Mpa)	冷 水 ( )	
	温 水 ( )	
	蒸 気 ( )	
その他の熱供給の条件		

7 利用する利用可能エネルギーの種類及び量

利用する利用可能エネルギーの種類及び年間利用量 (予定)	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ

8 供給するエネルギーの効率の値及び評価

熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

9 窒素酸化物の濃度

	ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)
--	-----------------------

10 エネルギーを供給する設備等の概要

エネルギー供給開始時期	年	月
熱供給プラントの名称		
使用するエネルギーの種類	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> 他人が所有する熱電供給設備の排熱 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
熱供給プラントの概要	ボイラー t × 基 吸収式冷凍機 RT × 基 ターボ冷凍機 RT × 基 蓄熱槽 m³ × 基 冷却塔 基 ポンプ 基 その他	
段階的に整備する場合の熱供給プラントの整備計画の概要		

(日本産業規格 A 列 4 番)

その3

**10 エネルギーを供給する設備等の概要**

エネルギー供給開始時期	年	月	
熱供給プラントの名称			
使用するエネルギーの種類	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> 他人が所有する熱電併給設備の排熱 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
熱供給プラントの概要	ボイラー	t ×	基
	吸収式冷凍機	RT ×	基
	ターボ冷凍機	RT ×	基
	蓄熱槽	m <sup>3</sup> ×	基
	冷却塔		基
	ポンプ		基
	その他		
段階的に整備する場合の熱供給プラントの整備計画の概要			

**11 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容**

(1) 導管の施設ルートの確保の可能性    ある    なし

(2) 熱の相互利用の可能性    ある    なし

(1)及び(2)の可能性がある場合には、次の検討を行う。

(3) 熱供給の供給条件

熱媒体の種類	
温度 (°C)	
圧力 (MPa)	

(4) 熱のエネルギー効率及び評価の予測

熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

(5) 導管の接続工事の工程  
 接続工事工程の調整の可否  
可能    不可    その他 ( )

**12 エネルギーの需給調整に資する取組内容**

**13 災害に対する強じん性に関する取組内容**

その3

再生可能エネルギー（太陽光）を  
利用するための設備の概要

**1.1 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容**

(1) 導管の施設ルートの確保の可能性    ある    なし

(2) 熱の相互利用の可能性    ある    なし

(1)及び(2)の可能性がある場合には、次の検討を行う。

(3) 熱供給の供給条件

熱媒体の種類	
温度 (°C)	
圧力 (MPa)	

(4) 熱のエネルギー効率及び評価の予測

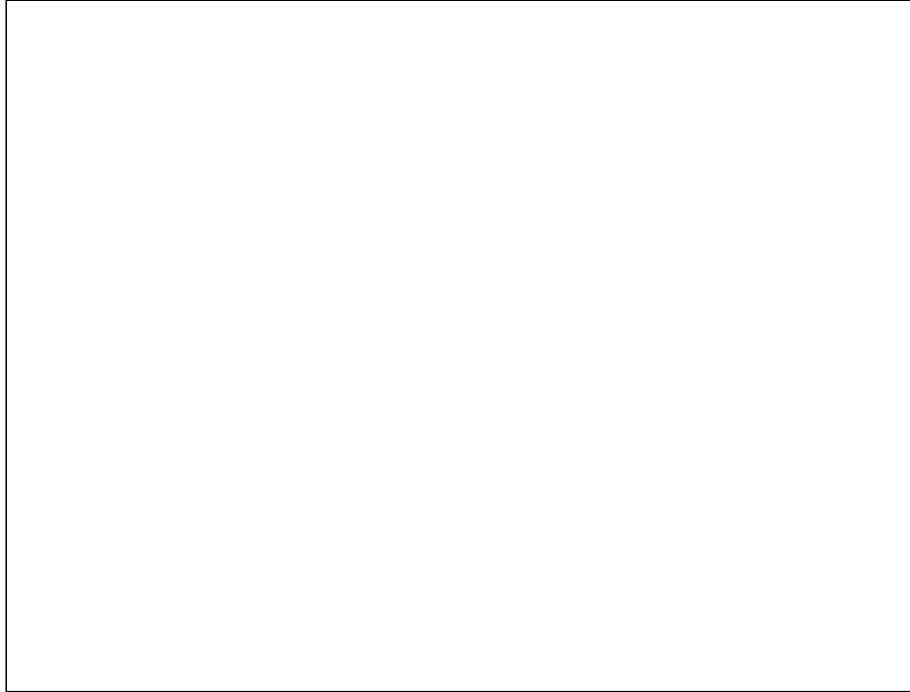
熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

(5) 導管の接続工事の工程  
 接続工事工程の調整の可否  
可能    不可    その他 ( )

**1.2 エネルギー供給を行う区域図（熱供給プラントの位置・導管敷設計画・エネルギー供給先の位置）**

その4

14 エネルギー供給を行う区域図（熱供給プラントの位置・導管敷設計画・エネルギー供給先の位置）



15 その他



(日本産業規格A列4番)

別記第4号様式 地域エネルギー供給実績報告書

第4号様式 その1

地域エネルギー供給実績報告書		供給年度	年度
<b>1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所</b>			
地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）		
<b>2 エネルギー供給を行った区域</b>			
エネルギー供給を行った区域の名称			
エネルギー供給を行った区域の所在地			
エネルギー供給を行った区域の面積		㎡	
<b>3 エネルギー供給を行った区域における建築物等の状況</b>			
エネルギー供給対象建築物	建築物の棟数	棟	総延べ面積
	主な用途	㎡	
	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他		
	供給対象の住戸数	戸	
熱需要実績	最大冷熱需要	MJ/h	
	最大温熱需要	MJ/h	
	年間供給熱量（冷水）	GJ	
	年間供給熱量（温水）	GJ	
	年間供給熱量（蒸気）	GJ	
電力需要実績	最大電力需要	kW	
	年間電力供給量	MWh	
エネルギーの供給期間		年 月 日から 年 月 日まで	
<b>4 地域エネルギー供給実績報告書の公表の担当部署及び方法</b>			
担当部署	電話番号		
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格 A列4番)

別記第3号様式 地域エネルギー供給実績報告書

第3号様式 その1

地域エネルギー供給実績報告書		供給年度	年度
<b>1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所</b>			
地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）		
<b>2 エネルギー供給を行った区域</b>			
エネルギー供給を行った区域の名称			
エネルギー供給を行った区域の所在地			
エネルギー供給を行った区域の面積		㎡	
<b>3 エネルギー供給を行った区域における建築物等の状況</b>			
エネルギー供給対象建築物	建築物の棟数	棟	総延べ面積
	主な用途	㎡	
	<input type="checkbox"/> 住宅等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会場等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他		
	供給対象の住戸数	戸	
熱需要実績	最大冷熱需要	MJ/h	
	最大温熱需要	MJ/h	
	年間供給熱量（冷水）	GJ	
	年間供給熱量（温水）	GJ	
	年間供給熱量（蒸気）	GJ	
電力需要実績	最大電力需要	kW	
	年間電力供給量	MWh	
エネルギーの供給期間		年 月 日から 年 月 日まで	
<b>4 地域エネルギー供給実績報告書の公表の担当部署及び方法</b>			
担当部署	電話番号		
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 窓口で閲覧 <input type="checkbox"/> 環境報告書へ掲載 <input type="checkbox"/> その他		

(日本産業規格 A列4番)



その2

5 供給したエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類

供給したエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類(供給能力)	冷 水	MJ/h
	温 水	MJ/h
	蒸 気	MJ/h
	電 気	kW
熱媒体の温度(°C)	冷 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
	温 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
熱媒体の圧力(Mpa)	冷 水 ( )	
	温 水 ( )	
	蒸 気 ( )	
その他の熱供給の条件		

6 利用した脱炭素エネルギーの概要

脱炭素エネルギーの設備導入に関する取組の概要(供給区域内外問わず)			
小売事業者を介して、脱炭素エネルギーを特定開発区域内に供給する取組の概要			
特定開発事業の用に供する脱炭素エネルギー由来の環境価値を調達する取組の概要			
利用した脱炭素エネルギーの種類、期間及び実績	期間	年 月 日から	年 月 日まで
	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ
	( )	年間利用量	GJ

7 供給したエネルギーの効率の値及び評価

熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

8 窒素酸化物の濃度

ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)
-----------------------

(日本産業規格A列4番)

その2

5 供給したエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類(供給能力)

供給したエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類(供給能力)	冷 水	MJ/h
	温 水	MJ/h
	蒸 気	MJ/h
	電 気	kW
熱媒体の温度(°C)	冷 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
	温 水 (送り温度: ) (返り温度: )	
熱媒体の圧力(MPa)	冷 水 ( )	
	温 水 ( )	
	蒸 気 ( )	
その他の熱供給の条件		

6 利用した利用可能エネルギーの種類及び量

利用した利用可能エネルギーの種類、期間及び実績	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	( )	利用量	GJ
	( )	利用量	GJ

7 供給したエネルギーの効率の値及び評価

熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率	評価
--------------	---------	----

8 窒素酸化物の濃度

ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)
-----------------------

9 エネルギーを供給した設備等の概要

エネルギー供給開始時期	年 月		
熱供給プラントの名称			
使用したエネルギーの種類・期間及び量	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	電 気		kWh
	都市ガス		GJ
	他人が所有する熱電併給設備の排熱		GJ

(日本産業規格A列4番)

その3

9 エネルギーを供給した設備等の概要

エネルギー供給開始時期	年	月
熱供給プラントの名称		
使用したエネルギーの種類・期間及び量	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	電気	kWh
	都市ガス	GJ
	他人が所有する熱電併給設備の排熱	GJ
	その他 ( )	
主要熱源機器等の概要		
熱供給プラントの設備更新等により変更した内容		

10 他の地域エネルギー供給事業者との供給した熱の相互利用の内容

11 エネルギーの需給調整に資する取組内容

12 災害に対する強じん性に関する取組内容

(日本産業規格 A 列 4 番)

その3

主要熱源機器等の概要	
熱供給プラントの設備更新等により変更した内容	
再生可能エネルギー（太陽光）を利用するための設備の概要	

10 他の地域エネルギー供給事業者との供給した熱の相互利用の内容

(日本産業規格 A 列 4 番)

その4

13 エネルギー供給を行った区域図（熱供給プラントの位置・導管施設位置・エネルギー供給先の位置）

14 設備の更新計画の概要

設備更新の時期（予定）	年 月		
更新計画の概要			
更新後の熱のエネルギー効率・評価	エネルギー効率		評価
更新後の窒素酸化物の濃度	ppm（加重平均 標準酸素濃度0%換算）		

15 その他

（日本産業規格A列4番）

その4

11 エネルギー供給を行った区域図（熱供給プラントの位置・導管施設位置・エネルギー供給先の位置）

12 設備の更新計画の概要

設備更新の時期（予定）	年 月		
更新計画の概要			

（日本産業規格A列4番）

別記第5号様式 改善計画書

第5号様式 その1

改善計画書

1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー供給事業者の氏名（法人 にあつては名称及び代表者の氏名）	
地域エネルギー供給事業者の住所（法人 にあつては主たる事務所の所在地）	

2 エネルギー供給を行った区域

エネルギー供給を行った区域の名称	
エネルギー供給を行った区域の所在地	

3 エネルギー供給の実績

エネルギー供給の実績	年度	エネルギー効率	窒素酸化物濃度 ppm (加重平均 標準酸素濃度 0%換算)

4 担当部署

担当部署			
担当者		電話番号	

(日本産業規格A列4番)

別記第4号様式 改善計画書

第4号様式 その1

改善計画書

1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー供給事業者の氏名（法人 にあつては名称及び代表者の氏名）	
地域エネルギー供給事業者の住所（法人 にあつては主たる事務所の所在地）	

2 エネルギー供給を行った区域

エネルギー供給を行った区域の名称	
エネルギー供給を行った区域の所在地	

3 エネルギー供給の実績

エネルギー供給の実績	年度	エネルギー効率	窒素酸化物濃度 ppm (加重平均 標準酸素濃度 0%換算)

4 担当部署

担当部署			
担当者		電話番号	

(日本産業規格A列4番)

その2

**5 改善計画の内容**

(1) 改善計画策定に係る基本的考え方

--

(2) 課題

--

(3) エネルギー効率又は窒素酸化物濃度の目標

エネルギー効率	
窒素酸化物濃度	ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)

(4) 実施期間

年 月 から 年 月まで
--------------

(5) 内容

--

(日本産業規格A列4番)

(現行のとおり)

その3

(6) 必要な資金の額及び調達方法

--

(7) その他

--

(日本産業規格 A 列 4 番)

(現行のとおり)

別記第6号様式 改善報告書

第6号様式 その1

改善報告書

1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー供給事業者の氏名 (法人 にあつては名称及び代表者の氏名)	
地域エネルギー供給事業者の住所 (法人 にあつては主たる事務所の所在地)	

2 エネルギー供給を行った区域

エネルギー供給を行った区域の名称	
エネルギー供給を行った区域の所在地	

3 エネルギー供給の実績

エネルギー供給の実績	年度	エネルギー効率	窒素酸化物濃度 ppm (加重平均 標準酸素濃度 0%換算)

4 担当部署

担当部署			
担当者		電話番号	

(日本産業規格A列4番)

別記第5号様式 改善報告書

第5号様式 その1

改善報告書

1 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域エネルギー供給事業者の氏名 (法人 にあつては名称及び代表者の氏名)	
地域エネルギー供給事業者の住所 (法人 にあつては主たる事務所の所在地)	

2 エネルギー供給を行った区域

エネルギー供給を行った区域の名称	
エネルギー供給を行った区域の所在地	

3 エネルギー供給の実績

エネルギー供給の実績	年度	エネルギー効率	窒素酸化物濃度 ppm (加重平均 標準酸素濃度 0%換算)

4 担当部署

担当部署			
担当者		電話番号	

(日本産業規格A列4番)

その2

**5 改善計画の進捗状況**

(1) 進捗状況

改善計画書どおり進捗している。

(概要)

--

改善計画書どおり進捗していない。

(理由)

--

(2) 改善計画書の課題

ア 改善計画書の課題のうち、前年度に改善した課題

--

イ これから改善する課題

--

(3) 改善計画書の目標の達成状況

エネルギー効率	
窒素酸化物濃度	ppm (加重平均 標準酸素濃度0%換算)

(日本産業規格A列4番)

(現行のとおり)



その3

(4) 改善計画書の内容

ア 改善計画書の内容のうち、前年度に改善した内容

--

イ これから改善する内容

--

(5) その他

--

(日本産業規格A列4番)

(現行のとおり)

第7号様式

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名  
(法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

熱供給施設等変更届

熱供給施設等を変更するので、東京都特定開発区域等脱炭素化指針第4 3(5)の規定により、次のとおり届け出ます。

エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
変更しようとする事項		1 熱供給プラント(設置、更新、移設、廃止) 2 熱源設備の新設、更新、増設、移設又は撤去 3 脱炭素エネルギー設備の設置 4 他事業者との熱の相互利用 5 当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給の廃止 6 その他( )
主な変更の概要	変更前	エネルギー効率： 窒素酸化物濃度： ppm (加重平均、標準酸素濃度0%換算)
	変更後	エネルギー効率： 窒素酸化物濃度： ppm (加重平均、標準酸素濃度0%換算)
変更内容の説明書類		別添のとおり
連絡先		(電話番号 )
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第8号様式 熱供給受入検討報告書

第8号様式 その1

熱供給受入検討報告書

1 受入検討建築主等の氏名及び住所

建築主検討等	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

2 地域冷暖房区域の名称及び所在地並びに地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域冷暖房区域の名称		
地域冷暖房区域の所在地		
地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

3 受入側建築物の概要

受入側建築物の名称					
受入側建築物の所在地					
新築・増築・既築の区別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 既築				
工事期間（新築・増築の場合に限る。）	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日			
しゅん工時期（既築の場合に限る。）	年 月				
延べ面積・建築面積	延べ面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	
	用途別床面積	住宅	m <sup>2</sup>	飲食店等	m <sup>2</sup>
		事務所等	m <sup>2</sup>	集会所等	m <sup>2</sup>
		ホテル等	m <sup>2</sup>	工場等	m <sup>2</sup>
		病院等	m <sup>2</sup>	その他（ ）	m <sup>2</sup>
		百貨店等	m <sup>2</sup>	（ ）	m <sup>2</sup>
		学校等	m <sup>2</sup>	（ ）	m <sup>2</sup>
建築物の高さ・階数	高さ m	地上 階	地下 階		
構造					

4 受入側建築物の熱源機器の概要（既築の場合に限る。）

空調方式	<input type="checkbox"/> 中央熱源方式 <input type="checkbox"/> 個別熱源方式 <input type="checkbox"/> 併用方式			
中央熱源方式の熱源機器	名称	台数	供給能力	更新時期
冷熱				
温熱				
個別熱源方式の熱源機器	名称	台数	消費電力量又は消費ガス量	更新時期

(日本産業規格A列4番)

別記第6号様式 熱供給受入検討報告書

第6号様式 その1

熱供給受入検討報告書

1 受入検討建築主等の氏名及び住所

建築主検討等	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

2 地域冷暖房区域の名称及び所在地並びに地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所

地域冷暖房区域の名称		
地域冷暖房区域の所在地		
地域エネルギー事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

3 受入側建築物の概要

受入側建築物の名称				
受入側建築物の所在地				
新築・増築・既築の区別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 既築			
工事期間（新築・増築の場合に限る。）	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日		
しゅん工時期（既築の場合に限る。）	年 月			
延べ面積・建築面積	延べ面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>		
用途別床面積	住宅等	m <sup>2</sup>	飲食店等	m <sup>2</sup>
	ホテル等	m <sup>2</sup>	集会場等	m <sup>2</sup>
	病院等	m <sup>2</sup>	工場等	m <sup>2</sup>
	百貨店等	m <sup>2</sup>	その他（ ）	m <sup>2</sup>
	事務所等	m <sup>2</sup>	（ ）	m <sup>2</sup>
	学校等	m <sup>2</sup>	（ ）	m <sup>2</sup>
	建築物の高さ・階数	高さ m	地上 階	地下 階
構造				

4 受入側建築物の熱源機器の概要（既築の場合に限る。）

空調方式	<input type="checkbox"/> 中央熱源方式 <input type="checkbox"/> 個別熱源方式 <input type="checkbox"/> 併用方式			
中央熱源方式の熱源機器	名称	台数	供給能力	更新時期
冷熱				
温熱				
個別熱源方式の熱源機器	名称	台数	消費電力量又は消費ガス量	更新時期

(日本産業規格A列4番)

その2

5 受入側建築物における熱需要		
最大冷熱需要		M J / h
最大温熱需要		M J / h
年間熱需要	冷 熱	G J
	温 熱	G J
	(うち温水)	G J
	(うち蒸気)	G J
	(うち給湯)	G J
熱負荷特性		

6 地域冷暖房から供給される熱

供給される熱のエネルギー効率等	エネルギー効率	評 価	
脱炭素エネルギーの種類及び年間利用量	脱炭素エネルギー( )	年間利用量	G J
	脱炭素エネルギー( )	年間利用量	G J
	脱炭素エネルギー( )	年間利用量	G J
熱媒体の温度(°C)	冷 水 (送り温度: )	(返り温度: )	
	温 水 (送り温度: )	(返り温度: )	
熱媒体の圧力(MPa)	冷 水 ( )		
	温 水 ( )		
	蒸 気 ( )		
その他の熱供給の条件			

7 地域エネルギー供給事業者との協議内容

熱需要及び熱負荷特性	<input checked="" type="radio"/> 適合する <input type="radio"/> 適合しない
導管の接続計画	<input checked="" type="radio"/> 導管の接続が可能 <input type="radio"/> 導管の接続が困難
工事工程上の整合	受入側建築物の工事工程に合わせた熱供給側の工事工程の調整の可否 <input checked="" type="radio"/> 可 能 <input type="radio"/> 不 可 <input type="radio"/> その他( )

8 熱供給の受入の検討結果

熱供給の受入の可否	<input checked="" type="radio"/> 受け入れる <input type="radio"/> 受け入れない
熱供給を受け入れない理由	

(日本産業規格A列4番)

その2

5 受入側建築物における熱需要		
最大冷熱需要		M J / h
最大温熱需要		M J / h
年間熱需要	冷 熱	G J
	温 熱	G J
	(うち温水)	G J
	(うち蒸気)	G J
	(うち給湯)	G J
熱負荷特性		

6 地域冷暖房から供給される熱

供給される熱のエネルギー効率	エネルギー効率	評 価	
利用可能エネルギーの種類及び年間利用量	利用可能エネルギー( )	年間利用量	G J
	利用可能エネルギー( )	年間利用量	G J
	利用可能エネルギー( )	年間利用量	G J
熱媒体の温度(°C)	冷 水 (送り温度: )	(返り温度: )	
	温 水 (送り温度: )	(返り温度: )	
熱媒体の圧力(MPa)	冷 水 ( )		
	温 水 ( )		
	蒸 気 ( )		
その他の熱供給の条件			

7 地域エネルギー供給事業者との協議内容

熱需要及び熱負荷特性	<input checked="" type="radio"/> 適合する <input type="radio"/> 適合しない
導管の接続計画	<input checked="" type="radio"/> 導管の接続が可能 <input type="radio"/> 導管の接続が困難
工事工程上の整合	受入側建築物の工事工程に合わせた熱供給側の工事工程の調整の可否 <input checked="" type="radio"/> 可 能 <input type="radio"/> 不 可 <input type="radio"/> その他( )

8 熱供給の受入の検討結果

熱供給の受入の可否	<input checked="" type="radio"/> 受け入れる <input type="radio"/> 受け入れない
熱供給を受け入れない理由	

(日本産業規格A列4番)